

自 令和5年9月 8日  
至 令和5年9月15日

令和5年第3回平内町議会定例会  
会 議 録

平内町議会事務局

令和5年第3回平内町議会定例会会議録 目次

1、招集告示	3
1、会期日程表	
1、議事日程表（第1号）	
1、議事日程表（第2号）	
1、議事日程表（第3号）	
1、町長提出議案	8
1、報 告	
1、委員会審査報告書	
<b>第1号（9月8日 金曜日）</b>	15
1、本日の会議に付した事件	
1、出席議員及び欠席議員	
1、法121条による出席者	
1、出席事務局職員	
1、開 会・開 議	
1、諸 報 告	
1、会議録署名議員の指名	
1、会期の決定	
1、提出議案一括上程 提案理由説明（町長 船橋茂久君）	
1、休 会 提 議	
1、散 会	
<b>第2号（9月11日 月曜日）</b>	23
1、本日の会議に付した事件	
1、出席議員及び欠席議員	
1、法121条による出席者	
1、出席事務局職員	
1、開 議	
1、一 般 質 問	
◎ 田中 大君	
答 弁（町 長 船橋茂久君）	
◎ 太田満則君	
答 弁（町 長 船橋茂久君）	
（水産商工観光課長 畑井幸治君）	
（教育長 渡辺伸一君）	
◎ 田中光弘君	
答 弁（町 長 船橋茂久君）	
（企画政策課長 柴田正一君）	
（福祉介護課長 塩越信子君）	
◎ 田中茂勝君	
答 弁（町 長 船橋茂久君）	

◎ 亀田弘徳君

答 弁 (町 長 船橋茂久君)

(地域整備課長 佐々木隆志君)

(町民課長 工藤隆之進君)

1、質 疑	.....	47
1、決算特別委員会設置		
1、議 案 付 託		
1、陳 情 付 託		
1、休 会 提 議		
1、散 会		
<b>第3号(9月15日 金曜日)</b>	.....	49
1、本日の会議に付した事件		
1、出席議員及び欠席議員		
1、法121条による出席者		
1、出席事務局職員		
1、開 議		
1、決算特別委員会報告		
1、表 決	.....	50
議案第38号    議案第39号    議案第40号    議案第41号		
議案第42号    議案第43号    議案第44号    議案第45号		
議案第46号    議案第47号		承認
1、総務福祉常任委員会報告		
1、経済文教常任委員会報告		
1、表 決	.....	50
議案第48号    議案第49号    議案第50号    議案第51号		
議案第52号    議案第53号    議案第54号    議案第55号		
議案第56号		原案可決
陳情第3号		採 択
1、表 決	.....	51
議案第57号		同 意
1、表 決	.....	52
議案第58号		同 意
1、表 決	.....	52
発議第6号		原案可決
1、議員派遣の件	.....	53
		承認
追加日程		
1、表 決	.....	53
発議第7号		原案可決
1、町長挨拶(町長 船橋茂久君)		
1、閉 会		

〔参考登載〕

## 平内町告示第65号

令和5年第3回平内町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和5年9月5日

平内町長 船橋茂久

### 記

1. 日 時 令和5年9月8日（金） 午前10時
2. 場 所 平内町議会議場

## 令和5年第3回平内町議会定例会 会期日程表

令和5年9月8日招集

月 日	開議時刻	件 名
9月8日 (金)	午前10時	本会議  開 会 ・ 開 議 第 1 会議録署名議員の指名 第 2 会期の決定 第 3 議案一括上程 (提案理由及び議案概要説明)  散 会
9月9日 (土)		休 会
9月10日 (日)		休 会
9月11日 (月)	午前10時	本会議  開 議 第 1 一 般 質 問 第 2 質 疑 第 3 決算特別委員会設置 第 4 議 案 付 託 第 5 陳 情 付 託  散 会
9月12日 (火)	午前10時	休 会 (決算特別委員会)

月 日	開議時刻	件 名
9月13日 (水)	午前10時	休 会 (決算特別委員会)
9月14日 (木)	午前9時30分	休 会 (各常任委員会)
9月15日 (金)	午前10時	<p>本会議</p> <p>開 議</p> <p>第 1 決算特別委員会報告</p> <p>第 2 総務福祉・経済文教常任委員会報告</p> <p>第 3 議案第57号</p> <p>第 4 議案第58号</p> <p>第 5 発議第 6 号</p> <p>第 6 議員派遣の件</p> <p>追加日程</p> <p>第 7 発議第 7 号 (町 長 挨 拶)</p> <p>閉 会</p>

## 令和5年第3回平内町議会定例会

### 9月8日議事日程表（第1号）

開議時刻 午前10時

開 会 ・ 開 議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案一括上程（提案理由及び議案概要説明）

散 会

## 令和5年第3回平内町議会定例会

### 9月11日議事日程表（第2号）

開議時刻 午前10時

開 議

日程第1 一 般 質 問

日程第2 質 疑

日程第3 決算特別委員会設置

日程第4 議 案 付 託

日程第5 陳 情 付 託

散 会

# 令和5年第3回平内町議会定例会

## 9月15日議事日程表（第3号）

開議時刻 午前10時

開 議

日程第 1 決算特別委員会報告

日程第 2 総務福祉・経済文教常任委員会報告

日程第 3 議案第57号 平内町監査委員の選任につき同意を求めることについて

日程第 4 議案第58号 平内町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第 5 発議第6号 平内町議会議員の請負の状況の公表に関する条例案

日程第 6 議員派遣の件

(追加日程)

日程第 7 発議第7号 再審法改正（刑事訴訟法の一部改正）を求める意見書案

(町長挨拶)

閉 会



## 令和5年第3回平内町議会定例会会議録

令和5年9月 8日 開 会

令和5年9月15日 閉 会

### 1、町長提出議案件名

- 議案第38号 令和4年度平内町一般会計歳入歳出決算認定について  
議案第39号 令和4年度平内町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第40号 令和4年度平内町国民健康保険平内中央病院事業会計欠損金の処理及び決算認定について  
議案第41号 令和4年度平内町水道事業会計利益の処分及び決算認定について  
議案第42号 令和4年度平内町特殊索道事業特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第43号 令和4年度平内町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第44号 令和4年度平内町漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第45号 令和4年度平内町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第46号 令和4年度平内町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第47号 令和4年度平内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第48号 令和5年度平内町一般会計補正予算案  
議案第49号 令和5年度平内町国民健康保険特別会計補正予算案  
議案第50号 令和5年度平内町国民健康保険平内中央病院事業会計補正予算案  
議案第51号 令和5年度平内町特殊索道事業特別会計補正予算案  
議案第52号 令和5年度平内町農業集落排水事業特別会計補正予算案  
議案第53号 令和5年度平内町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算案  
議案第54号 令和5年度平内町公共下水道事業特別会計補正予算案  
議案第55号 令和5年度平内町介護保険特別会計補正予算案  
議案第56号 令和5年度平内町後期高齢者医療特別会計補正予算案  
議案第57号 平内町監査委員の選任につき同意を求めることについて  
議案第58号 平内町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

### 2、議員提出案件

- 発議第6号 平内町議会議員の請負の状況の公表に関する条例案  
発議第7号 再審法改正（刑事訴訟法の一部改正）を求める意見書案

### 3、陳 情

- 陳情第3号 再審法改正（刑事訴訟法の一部改正）を求める意見書の採択を求める陳情書

### 4、報 告

- 報告第16号 専決処分した事項の報告について〔和解及び損害賠償額の決定について〕  
報告第17号 令和4年度平内町特別導入事業基金の実績報告について  
報告第18号 令和4年度平内町奨学資金貸付基金の運用状況の報告について  
報告第19号 令和4年度平内町健全化判断比率の報告等について  
報告第20号 令和4年度平内町資金不足比率の報告等について  
報告第21号 令和4年度平内町一般会計継続費精算報告書について  
令和4年度 平内町一般会計並びに特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書  
例月出納検査結果報告書

### 5、令和5年度平内町教育委員会の事務の点検及び評価に関する報告書（令和4年度の実績）

令和5年9月15日

平内町議会議長 船橋健人 殿

決算特別委員長 小笠原 智鶴子

### 委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第77条の規定により報告します。

#### 記

事件の番号	件名	審査の結果	審査の理由
議案第38号	令和4年度平内町一般会計歳入歳出決算認定について	原案どおり認定すべきもの	処置妥当
議案第39号	令和4年度平内町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	上記同じ	上記同じ
議案第40号	令和4年度平内町国民健康保険平内中央病院事業会計欠損金の処理及び決算認定について	上記同じ	上記同じ
議案第41号	令和4年度平内町水道事業会計利益の処分及び決算認定について	上記同じ	上記同じ
議案第42号	令和4年度平内町特殊索道事業特別会計歳入歳出決算認定について	上記同じ	上記同じ
議案第43号	令和4年度平内町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	上記同じ	上記同じ
議案第44号	令和4年度平内町漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算認定について	上記同じ	上記同じ

事件の番号	件名	審査の結果	審査の理由
議案第45号	令和4年度平内町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	原案どおり認定すべきもの	処置妥当
議案第46号	令和4年度平内町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	上記同じ	上記同じ
議案第47号	令和4年度平内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	上記同じ	上記同じ

令和5年9月15日

平内町議会議長 船橋健人 殿

総務福祉常任委員長 田中光弘

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果	審査の理由
議案第48号	令和5年度平内町一般会計補正予算案（所管部分）	原案どおり可決すべきもの	処置妥当
議案第49号	令和5年度平内町国民健康保険特別会計補正予算案	上記同じ	上記同じ
議案第55号	令和5年度平内町介護保険特別会計補正予算案	上記同じ	上記同じ
議案第56号	令和5年度平内町後期高齢者医療特別会計補正予算案	上記同じ	上記同じ

令和5年9月15日

平内町議会議長 船橋健人 殿

総務福祉常任委員長 田中光弘

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第95条の規定により報告します。

記

受理番号	件名	委員会の意見	審査の結果
陳情第3号	再審法改正（刑事訴訟法の一部改正）を求める意見書の採択を求める陳情書	願意妥当	採択すべきもの

令和5年9月15日

平内町議会議長 船橋健人 殿

経済文教常任委員長 亀田弘徳

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果	審査の理由
議案第48号	令和5年度平内町一般会計補正予算案（所管部分）	原案どおり可決すべきもの	処置妥当
議案第50号	令和5年度平内町国民健康保険平内中央病院事業会計補正予算案	上記同じ	上記同じ
議案第51号	令和5年度平内町特殊索道事業特別会計補正予算案	上記同じ	上記同じ
議案第52号	令和5年度平内町農業集落排水事業特別会計補正予算案	上記同じ	上記同じ
議案第53号	令和5年度平内町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算案	上記同じ	上記同じ
議案第54号	令和5年度平内町公共下水道事業特別会計補正予算案	上記同じ	上記同じ



---

本日の会議に付した事件

- 日程第1、会議録署名議員の指名  
日程第2、会期の決定  
日程第3、議案一括上程（提案理由及び議案概要説明）
- 

出席議員 9名

議長 船橋 健人君	副議長 木村 良一君	2番 田中 大君
3番 小笠原 智鶴子君	4番 亀田 弘徳君	5番 田中 茂勝君
6番 太田 満則君	8番 倉内 清一君	10番 田中 光弘君

---

欠席議員 1名

9番 佐々木 徳正君

---

地方自治法第121条による出席者職氏名

町長 船橋 茂久君	副町長 山田 光昭君
総務課長・選挙管理委員会事務局長 倉内 仁君	総務課指導監 工藤 英仁君
企画政策課長 柴田 正一君	税務課長 渡邊 仁志君
町民課長 工藤 隆之進君	福祉介護課長 塩越 信子君
福祉介護課指導監 竹達 暁教君	健康増進課長 大水 要君
健康増進課指導監 森山 実希君	農政課長・農業委員会事務局長 飯田 千代志君
水産商工観光課長 畑井 幸治君	地域整備課長 佐々木 隆志君
地域整備課上下水道管理室長 近藤 吏君	会計管理者 田中正美君
平内中央病院事務局長 小形 正樹君	消防監消防署長 木村 秀人君
教育長 渡辺 伸一君	学校教育課長 須藤 鉄博君
生涯学習課長 小林 正人君	

---

事務局出席者職氏名

議会事務局長 船橋 寿 事務局長補佐 片山 潤一

---

振鈴（午前10時 開会）

議長（船橋健人君）皆さん、おはようございます。

ただいまから、令和5年第3回平内町議会定例会を開会します。

出席議員が9人でありますので、会議は成立します。

ただちに本日の会議を開きます。

会議は、議事日程表第1号により進めます。日程に先立ち、町民憲章を朗読します。事務局長に音頭をとらせますので、全文を続けて朗読願います。全員ご起立願います。

（町民憲章を朗読）



議長（船橋健人君）ご着席願います。

次に、諸報告を行います。議長報告を事務局長に朗読させます。

事務局長（船橋 寿）それでは、議長報告を朗読いたします。

今定例会に町長より提出されました案件は、「議案第38号 令和4年度平内町一般会計歳入歳出決算認定について」、「議案第39号 令和4年度平内町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」、「議案第40号 令和4年度平内町国民健康保険平内中央病院事業会計欠損金の処理及び決算認定について」、「議案第41号 令和4年度平内町水道事業会計利益の処分及び決算認定について」、「議案第42号 令和4年度平内町特殊索道事業特別会計歳入歳出決算認定について」、「議案第43号 令和4年度平内町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」、「議案第44号 令和4年度平内町漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算認定について」、「議案第45号 令和4年度平内町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」、「議案第46号 令和4年度平内町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」、「議案第47号 令和4年度平内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」、「議案第48号 令和5年度平内町一般会計補正予算案」、「議案第49号 令和5年度平内町国民健康保険特別会計補正予算案」、「議案第50号 令和5年度平内町国民健康保険平内中央病院事業会計補正予算案」、「議案第51号 令和5年度平内町特殊索道事業特別会計補正予算案」、「議案第52号 令和5年度平内町農業集落排水事業特別会計補正予算案」、「議案第53号 令和5年度平内町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算案」、「議案第54号 令和5年度平内町公共下水道事業特別会計補正予算案」、「議案第55号 令和5年度平内町介護保険特別会計補正予算案」、「議案第56号 令和5年度平内町後期高齢者医療特別会計補正予算案」、「議案第57号 平内町監査委員の選任につき同意を求めることについて」、「議案第58号 平内町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」以上21件であります。

次に、議員提案の案件は、「発議第6号 平内町議会議員の請負の状況の公表に関する条例案」1件であります。

また、今定例会までに受理した陳情書は、「陳情第3号 再審法改正（刑事訴訟法の一部改正）を求める意見書の採択を求める陳情書」1件であります。

次に、報告関係では、町長より「報告第16号 専決処分した事項の報告について〔和解及び損害賠償額の決定について〕」。

また、平内町特別導入事業管理者より「報告第17号 令和4年度平内町特別導入事業基金の実績報告について」。

次に、町長より「報告第18号 令和4年度平内町奨学資金貸付基金の運用状況の報告について」、「報告第19号 令和4年度平内町健全化判断比率の報告等について」、「報告第20号 令和4年度平内町資金不足比率の報告等について」、「報告第21号 令和4年度平内町一般会計継続費精算報告書について」。

また、平内町監査委員からは、「令和4年度 平内町一般会計並びに特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書」と、「例月出納検査結果報告書」が提出されましたので、各位に配布してあります。

次に、参考資料といたしまして、「全国靈感商法対策弁護士連絡会の不当な声明に対する陳情」、平内町教育委員会より、「令和5年度 平内町教育委員会の事務の点検及び評価に関する報告書（令和4年度の実績）」が提出されましたので、各位に配布してあります。

また、説明員については、町長、教育委員会教育長等に対し、出席要求したところ、出席通知のありました者の職・氏名及び職務のために出席した者の職・氏名については、お手元にお配りしてありますので、ご了承願います。

以上で、議長報告の朗読を終わります。

**議長（船橋健人君）** これより日程に入ります。

---

◇

### 日程第1、会議録署名議員の指名

**議長（船橋健人君）** 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、5番田中茂勝君、6番太田満則君を指名します。

---

◇

### 日程第2、会期の決定

**議長（船橋健人君）** 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。今定例会の会期は、本日から9月15日までの8日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（船橋健人君）** 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月15日までの8日間とすることに決定しました。会期日程表は、お手元に配布のとおりであります。

---

◇

### 日程第3、議案一括上程（提案理由及び議案概要説明）

**議長（船橋健人君）** 日程第3、「議案第38号」から「議案第58号」まで以上21件を一括して上程します。町長の提案説明を求めます。（「はい、議長」の声あり）はい、町長。

**町長（船橋茂久君）** おはようございます。

本日ここに、令和5年第3回平内町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私ともにご多用中にもかかわらずご出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

まず、6月、7月、8月と、活発な梅雨前線や台風7号の影響で、静岡県、愛知県、和歌山県、九州北部、秋田県や青森県深浦町及び鳥取県においては、記録的な大雨がもたらされ、河川の氾濫や浸水、土砂災害が発生し、不幸にも亡くなられた方に対し、心よりご冥福をお祈り申し上げ、大切な家族を亡くされたご遺族の方々に、心よりお見舞いを申し上げます。また、家屋等、甚大な被害に見舞われ、避難生活や不便な生活に苦しんでおられます方々にも、心よりお見舞い申し上げます。一日でも早い、復旧・復興を願うものであります。

新型コロナウイルス感染症については、今年5月より季節性インフルエンザなどと同様に感染症法上の位置付けが5類感染症に格下げ移行されたものの、国・厚生労働省から発表される医療機関などを指定して定期的に報告を求める定点把握による感染状況等において、県内、全国的にも、新規患者数が増加傾向であることから、今後とも、県との連携を深め、町民の健康、命を守るべく、町民へのワクチン接種体制など、町民への感染対策、対応を、丁寧に積み重ねて参る所存でございます。

わが町における今年の水稲につきましては、田植え時期から天候に恵まれ概ね順調に生育いたしております。農林水産省では、8月15日現在の本県における今年の作柄予測を「平年並み」と発表いたしました。しかし、猛暑の影響により、県内の刈取適期については、平年より10日ほど早く、過

去最も早い水準となっております。今後の天候次第では、さらに早まる可能性もあるため、刈り遅れによる品質低下を招かないよう、早めの準備と適期刈り取りが、大切になると考えております。

病虫害防止につきましては、航空防除による薬剤一斉散布事業への支援を行うなどをして、カメムシやイモチ病発生の抑制にできる限りの対策を講じて参りました。今後とも、県はじめ関係機関と連携して生産管理に万全を期すため、体制の整備を図って参りたいと考えております。

一方、ホタテ養殖においては、令和4年産の半成貝、新貝ともに大きなへい死はなく、成長も順調で生産量は昨年の採苗不振で大幅に減産となったものの、販売金額については、初回入札から高値で取引され、平均単価が最終的に235円となり、平内町漁業協同組合の当初の販売計画額をすでに達成しております。

また、今年の新貝については、ラーバの母体となる親貝不足の影響からラーバの出現数が全湾で昨年よりかなり少ない状況であることから、陸奥湾の水温が平年よりかなり高く推移していることから、成貝用の新貝と稚貝への成長に大きく影響を及ぼすのではないかと懸念しているところであります。

このように、水温や潮流など環境変動の影響を受けやすいホタテ養殖は、その年ごとに環境条件が変化することから、ホタテの安定生産のために、適正な時期に十分な量の産卵できる親貝の数を確保するとともに適正数量を守り、多少の環境変動にも耐え得る丈夫な種苗を確保するため、引き続き生産者及び漁業協同組合と一体となって取り組んで参りたいと考えております。

本年度の町行政の運営につきましては、現在のところ事務事業全般にわたり順調に経過しており、これも偏に議員並びに町民各位のご理解とご支援の賜物であると心から感謝申し上げます。

さて、今定例会には、前年度の各会計にかかわる決算認定及び本年度の各会計補正予算案並びに人事案件等、合わせて21件を提出しておりますので、その概要についてご説明申し上げ議案審議のご参考に供したいと存じます。

まず、「議案第38号 令和4年度平内町一般会計歳入歳出決算認定について」であります。現下の厳しい行財政に鑑み、限られた財源の重点的配分方針のもとに編成し、その予算執行に当たっては、適正かつ効率的に活用した結果、お陰様をもちまして計画した事業等は順調に実施され、所期の目的を達成することができました。

本議案にかかわる予算総額は、歳入歳出ともに85億1,246万1千円となりました。これに対する決算では、収入済額が84億6,272万7千余円、支出済額が82億9,095万6千余円で、歳入歳出の差引残額1億7,177万余円の剰余金が生じました。この剰余金については、繰越明許費の既収入特定財源500万円と一般財源分1,509万9千円を差し引いた残額1億5,167万1千余円のうち、地方自治法の規定に基づき、財政調整基金へ8,000万円を積立し、残額7,167万1千余円を令和5年度へ繰越しすることといたしました。

次に、「議案第39号 令和4年度平内町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」であります。歳入歳出予算の総額20億3,509万8千円に対し、収入済額が20億2,880万8千余円、支出済額が20億2,28万6千余円となりました。この結果、歳入歳出の差引残額2,652万1千余円の剰余金が生じました。

その大きな要因は、安定的な国保税収の確保と県支出金のうち、特別交付金が予想を上回ったものであり、この剰余金については、全額令和5年度へ繰越しすることといたしました。

次に、「議案第40号 令和4年度平内町国民健康保険平内中央病院事業会計欠損金の処理及び決算認定について」であります。まず、収益的収入及び支出における病院事業収益は、15億4,90

5万余円となりました。一方、病院事業費用では15億3,809万7千余円となり、これの差引額から資本的支出の消費税分310万1千円を差し引いた当年度純利益は、785万1千余円となりました。これにより年度末における累積欠損金は、11億7,626万6千余円で、昨年度より約0.7パーセントの減少となっております。

次に、資本的収入及び支出について、収入では企業債が2,520万円、一般会計負担金が1億4,796万円、一般会計補助金が826万1千円で、収入の合計は、1億8,142万1千円となりました。一方、支出では医療機器の整備等に係る建設改良費が3,582万2千余円、企業債償還金が2億2,622万4千余円、医療職修学資金貸付金が300万円で、支出の合計は、2億6,504万6千余円となり、資本的収入が資本的支出に対して不足する額8,362万5千余円は、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんいたしました。

次に、「議案第41号 令和4年度平内町水道事業会計利益の処分及び決算認定について」であります。当町の給水人口は、前年度比192人減少して9,689人となりました。決算の内容につきまして、収益的収入の営業収益は2億7,642万9千余円、営業外収益は一般会計繰入金684万3千円を含み3,255万7千余円で、収益合計では3億898万6千余円となりました。また、費用においては、営業費用で2億1,163万余円、営業外費用で3,025万8千余円、費用合計では2億4,188万9千余円となりました。

次に、資本的収入及び支出について、収入では企業債、国庫補助金及び工事負担金で収入合計額1億285万3千円となり、支出では、建設改良費の配水管布設替工事、企業債償還金等で、支出合計額2億4,008万1千余円となり、資本的収入が資本的支出に対して不足する額1億3,722万8千余円は、現年度分損益勘定留保資金並びに現年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1億224万余円、建設改良積立金3,498万7千余円で補てんいたしました。

なお、これらに係る消費税関係処理の結果、総収益2億8,368万7千余円、総費用2億2,443万7千余円、当年度純利益は5,925万余円となりました。

次に、「議案第42号 令和4年度平内町特殊索道事業特別会計歳入歳出決算認定について」であります。歳入歳出予算の総額2,448万1千円に対し、収入済額が一般会計からの繰入金2,413万1千円と前年度繰越金35万余円をあわせて2,448万1千余円となり、一方、支出済額が指定管理料ほかで2,424万2千余円となり、歳入歳出の差引残額23万8千余円は令和5年度へ繰越しすることといたしました。

次に、「議案第43号 令和4年度平内町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」であります。歳入歳出予算の総額1億5,578万7千円に対し、収入済額が1億5,566万1千余円、支出額が1億5,416万1千余円となりました。この結果、歳入歳出差引額149万9千余円は、令和5年度へ繰越しすることといたしました。

次に、「議案第44号 令和4年度平内町漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算認定について」であります。歳入歳出予算の総額1億3,398万8千円に対し、収入済額が1億1,657万8千余円、支出済額が1億1,505万7千余円となりました。この結果、歳入歳出差引額152万余円は令和5年度へ繰越しすることといたしました。

次に、「議案第45号 令和4年度平内町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」であります。歳入歳出予算の総額4億6,686万2千円に対し、収入済額が4億6,588万8千余

円、支出済額が4億6,517万1千余円となりました。この結果、歳入歳出差引額71万7千余円は、令和5年度へ繰越しすることといたしました。

次に、「議案第46号 令和4年度平内町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」であります。歳入歳出予算の総額14億8,266万4千円に対し、収入済額が14億8,142万6千余円、支出済額が13億7,798万5千余円となりました。この結果、歳入歳出の差引残額1億344万1千余円の剰余金が生じました。その大きな要因は、介護サービスの保険給付費が見込額を下回ったことによるものであり、この剰余金については、全額令和5年度へ繰越しすることにいたしました。

次に、「議案第47号 令和4年度平内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」であります。歳入歳出予算の総額3億3,446万1千円に対し、収入済額が3億3,560万4千余円で、支出済額が3億3,362万4千余円となりました。この結果、歳入歳出の差引残額198万余円は、令和5年度へ繰越しすることといたしました。

次に、「議案第48号 令和5年度平内町一般会計補正予算案」であります。今回の補正は、総体として1億7,531万2千円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出ともに73億4,527万7千円としたものであります。

補正の主なものとして歳出では、防災無線保守管理費、デマンド型交通運行委託料、コンピューター管理費、移住・定住促進費、放課後子どもプラン推進事業費、ホタテ残渣収集運搬委託料及び処理業務委託料、農業用道水路補修事業費、林道整備事業費、ふれあいパーク広場管理事業費、道路維持事業費、小、中学校施設維持管理事業費等について、新規及び増額計上いたしました。

これら歳出に対する財源として、歳出に関連したそれぞれの収入を見込んだほか、前年度会計からの繰越金確定分を増額計上し、歳入超過分については財政調整基金繰入金を減額し、歳入歳出同額といたしました。

次に、「議案第49号 令和5年度平内町国民健康保険特別会計補正予算案」であります。今回の補正は、歳入歳出ともに3,475万6千円を増額し、予算総額を歳入歳出ともに19億4,497万2千円といたしました。

補正の内容について歳出では、基金積立金及び過年度精算による返還金を増額し、金額の確定により、国民健康保険事業費納付金を減額いたしました。歳入では、決算剰余金確定により繰入金を減額、繰越金等を増額し、歳入歳出同額といたしました。

次に、「議案第50号 令和5年度平内町国民健康保険平内中央病院事業会計補正予算案」であります。資本的収入及び支出のうち収入では、企業債を920万円、一般会計負担金を120万円それぞれ増額いたしました。

一方、支出では、建設改良費のうち医療機器及び器具購入費を920万増額し、長期貸付金の医療職修学資金貸付金を120万増額し、収入支出ともに4億255万8千円の同額といたしました。

次に、「議案第51号 令和5年度平内町特殊索道事業特別会計補正予算案」であります。今回の補正は、前年度繰越金が確定したことによる予算調整を行うもので、予算総額について歳入歳出に変更はございません。

補正の内容について歳入では、一般会計繰入金を減額し、それに伴って繰越金を増額いたしました。歳出では、充当財源を組替し予算調整を行いました。

次に、「議案第52号 令和5年度平内町農業集落排水事業特別会計補正予算案」であります。今回の補正は、歳入歳出予算ともに314万2千円を増額し、予算総額を歳入歳出ともに1億9,56

2万3千円といたしました。

補正の内容について歳出では、浄化槽設置工事、合併処理浄化槽設置整備事業費補助金を増額いたしました。歳入では、使用料滞納繰越分、前年度会計繰越金等を増額、一般会計繰入金を減額し、予算調整を図るため浄化槽市町村整備推進事業債を増額し、歳入歳出同額といたしました。

次に、「議案第53号 令和5年度平内町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算案」であります。今回の補正は、使用料滞納繰越分、前年度会計繰越金が確定したことによる予算調整を行うもので、予算総額について歳入歳出に変更はございません。

補正の内容について歳出では、長期債元金償還の充当財源を組替いたしました。歳入では、使用料滞納繰越分、前年度会計繰越金を増額、予算調整を図るため一般会計からの繰入金を減額し、歳入歳出同額といたしました。

次に、「議案第54号 令和5年度平内町公共下水道事業特別会計補正予算案」であります。今回の補正は、歳入歳出ともに860万円を増額し、予算総額を歳入歳出ともに3億8,262万8千円といたしました。

補正の内容について歳出では、公共下水道設計測量試験費委託料等を減額、公共下水道管渠工事請負費を増額いたしました。歳入では、使用料及び前年度会計繰越金等を増額、予算の調整を図るため一般会計からの繰入金を減額し、歳入歳出同額といたしました。

次に、「議案第55号 令和5年度平内町介護保険特別会計補正予算案」であります。今回の補正は、歳入歳出ともに9,641万円を増額し、予算総額を歳入歳出ともに15億1,290万6千円といたしました。

補正の内容について歳出では、総務費、保険給付費、地域支援事業費、基金積立金及び諸支出金を増額いたしました。歳入では、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び繰越金を増額、繰入金を減額し、歳入歳出同額といたしました。

次に、「議案第56号 令和5年度平内町後期高齢者医療特別会計補正予算案」であります。今回の補正は、歳入歳出ともに198万円を増額し、予算総額を歳入歳出ともに3億4,376万円といたしました。

補正の内容について歳出では、諸支出金を増額、歳入では、繰越金を増額して歳入歳出同額といたしました。

次に、「議案第57号 平内町監査委員の選任につき同意を求めることについて」であります。令和4年5月13日の就任以来、代表監査委員として、町予算の執行等財務事務をはじめ行政運営全般にわたりご尽力いただいております加藤隆弘氏が、一身上の都合により、本年8月31日付けをもって退任いたしました。後任として逢坂重良氏を選任いたしたく提案するものであります。逢坂氏は、元町水産商工観光課長等を歴任され、人格、識見ともに優れた方でありますので、何卒満場一致でのご同意を賜りますようお願い申し上げます。

次に、「議案第58号 平内町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」であります。現委員の三津谷誉右エ門氏は本年10月24日をもって任期満了となりますが、同氏は人格、識見ともに優れた方でありますので、適任者と認め、引き続き選任いたしたく、満場一致でのご同意を賜りますようお願い申し上げます。

以上、提出議案の概要についてご説明いたしました。議事の進行に伴い、ご質問に応じ、更に詳しくご説明申し上げますので、何卒慎重ご審議のうえ原案どおりご承認、ご議決、ご同意を賜ります

よう、よろしくお願ひ申し上げます。

**議 長（船橋健人君）** 以上で本日の日程は終了いたしました。

明日9日及び10日は、町の休日のため休会といたします。

来る9月11日は、午前10時から会議を開きます。

本日は、これにて散会します。どうもご苦勞様でした。

（午前10時34分 散 会）

本日の会議に付した事件

- 日程第1、一般質問
- 日程第2、質 疑
- 日程第3、決算特別委員会設置
- 日程第4、議案付託
- 日程第5、陳情付託

出席議員 9名

議 長 船 橋 健 人君	副議長 木 村 良 一君	2 番 田 中 大君
3 番 小笠原 智鶴子君	4 番 亀 田 弘 徳君	5 番 田 中 茂 勝君
6 番 太 田 満 則君	8 番 倉 内 清 一君	10番 田 中 光 弘君

欠席議員 1名

9 番 佐々木 徳 正君

地方自治法第121条による出席者職氏名

町 長 船 橋 茂 久君	副 町 長 山 田 光 昭君
総務課長・選挙管理委員会事務局長 倉 内 仁君	総務課指導監 工 藤 英 仁君
企画政策課長 柴 田 正 一君	税 務 課 長 渡 邊 仁 志君
町 民 課 長 工 藤 隆之進君	福祉介護課長 塩 越 信 子君
福祉介護課指導監 竹 達 暁 教君	健康増進課長 大 水 要君
健康増進課指導監 森 山 実 希君	農政課長・農業委員会事務局長 飯 田 千代志君
水産商工観光課長 畑 井 幸 治君	地域整備課長 佐々木 隆 志君
地域整備課上下水道管理室長 近 藤 吏君	会 計 管 理 者 田 中 正 美君
平内中央病院事務局長 小 形 正 樹君	消防監消防署長 木 村 秀 人君
教 育 長 渡 辺 伸 一君	学校教育課長 須 藤 鉄 博君
生涯学習課長 小 林 正 人君	

事務局出席者職氏名

議会事務局長 船 橋 寿 事務局長補佐 片 山 潤 一

午前10時00分 開 議（振鈴）

議 長（船橋健人君）皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

出席議員が9人でありますので、会議は成立します。

本日の会議は、議事日程表第2号により進めます。





## 日程第1、一般質問

議長（船橋健人君） 日程第1、一般質問を行います。

通告に基づき、2番田中 大君の登壇を許します。（「議長、2番」の声あり）はい、田中 大君。

2番（田中 大君） 皆さん、おはようございます。

中華人民共和国はALPS処理水の海洋放出に対する反発を理由に、我が国で捕れた水産物の輸入を全面停止しました。日本政府は今年5日の閣議で、水産事業者への緊急支援策の費用として、今年度予算の予備費から207億円を新たに支出することを決めました。中国や香港に依存していたホタテなどの輸出先の転換を支援する目的で、水産物の一時的な買取りによる保管、日本貿易振興機構ジェトロを通じたビジネスマッチングなど、海外市場の開拓を支援するほか、特にホタテについては殻つきの状態で中国に輸出し、中国国内で殻をむくなどの加工をした上で、アメリカや東南アジアに輸出されることが少なくないことから、日本から直接輸出できるよう国内の加工体制を強化するため、加工に必要な人材の確保、加工施設に新しい機器を導入するための支援に充てるとしています。

一方、今年の夏は気温が高い日が続いたため、当町周辺の海域も水温が高く、ホタテの大量へい死が懸念されています。そうした中、今回の中国による水産物輸出停止には、生産者、加工業者ともに先行きに不安を感じています。政府が打ち出した対策は、予備費を活用することもあり、すばやくまとめられ、内容も適切であると考えています。中国の措置は科学的根拠のないもので、即時撤廃すべきですが、町当局は漁協や生産者など関係者からの情報を吸い上げ、ホタテをはじめとする水産物の販路開拓に先頭に立って取り組むとともに、政府が打ち出した対策の効果が上がるよう、国や県と緊密に連携すべきであると考えます。

それでは、一般質問に入ります。

ホタテ養殖残渣処分について。

養殖ホタテの生産量が多い地域だからこその問題で、当町の漁業者は悩まされております。当町の基幹産業であるホタテ養殖に伴う残渣処分は、長年の課題となっております。ホタテ養殖の過程では、ホタテの稚貝をネットに入れて、海中で飼育します。その際、ネットに付着する小さな貝などが残渣となって、大量に出てしまいます。水産廃棄物である残渣は、処理に大きなコストがかかります。しかも、残渣が腐敗すると放つ悪臭も問題になっています。

令和元年度からの当町における残渣処理数量を調べたところ、令和元年度が約1,710トン、その後、徐々ではありますが、増加傾向にあります。

また、処理費及び運搬費は燃料費高騰も影響してなのか、増加傾向にあります。また、今年度の残渣処分量は、漁業関係者等から聞くところによれば、今までにないくらいとても多いとのことで、過去最高の残渣処分量が予想されます。今後、運送料も高騰傾向にあることから、運搬費も右肩上がりに高くなることが予想されます。

町の基幹産業、主要産業であるホタテ養殖に伴う残渣処分、特に漁業者が排出する一般廃棄物である残渣処分については、町がその処理について責任を持つ必要があります。さらに、燃料費高騰が続く中、運搬費を安く済ませるためにも、町内に町直営であれ、民間委託であれ、処理施設建設が必要と考えます。

また、ホタテ加工業者が排出するウロは産業廃棄物となりますが、数年前までは口広地区に処理施設がありました。その施設では、多いときで年間約4,000トン超のウロを処分していたとのことで、その処理施設も残念ながら閉鎖となってしまい、数少ない地元住民の雇用の場が喪失しました。

平内町で一般廃棄物残渣のみならず、産業廃棄物残渣処理施設を建設し、町内並びに県内の残渣処理を受け入れることとすれば、雇用も生まれ、収入増となり、事業として成立することとなるでしょう。

現在、処分受入れをしている大平洋金属、いわて県北クリーン、青森クリーンもいつ受入れを中止するか、不透明であります。これには物流の2024年問題も関連して、物流のコスト上昇に伴い、物が運べなくなる可能性も危惧されます。

漁業者が排出する残渣の現状に目を向けてみると、現在、茂浦地区の残渣仮置き施設がございますが、風向きによっては地域の方も我慢できないほど臭いがきついのことです。町内に処理施設があれば、仮置き期間は短縮され、悪臭対策にもなります。

また、茂浦地区のみならず、各漁協支所の残渣仮置き場周辺は、通年悪臭がひどい状況です。県道夏泊公園線、国道4号線を走行中、やはり仮置き場周辺は車内に悪臭が入ってきます。観光、ドライブ、ツーリング中の皆さんはどのように感じていることでしょうか。

町では昨年4月に観光面でのこ入れとして、夏泊半島の大島にオーシャンビュー夏泊崎の看板とともに、性の多様性に配慮したみんなのトイレを新たに整備しましたが、途中の海岸線に悪臭が漂っているのは、観光資源の効果も半減するのではないのでしょうか。

このような状況の中、観光客ではない、実際に現地に居住し、ホタテ養殖をなりわいとしている漁業者の方々に、町に何を要望したいですかと聞き取り調査したところ、1位は残渣処理施設をなんとかということでした。

平成29年6月の三共刃型による公開実験、また、昨年1月には三共刃型を含めた数社による事業説明会は実施されたものの、全く進捗が見えません。また、漁業者の方々からは、例の町長肝煎りの三共刃型はどうなっているのか、今も関係は続いているのかとの声も、多数寄せられております。

町の基幹産業であるホタテ養殖漁業を持続させるために、まずは一般廃棄物処理施設を町内に建設することは必須であると考えます。そこで、町の現状や今後の見通しについて、具体的なロードマップを明示くださるようお願いするとともに、三共刃型との現時点での関係をお伺いしまして、壇上からの質問を終わります。（「はい、議長」の声あり）

**議長（船橋健人君）** はい、町長。

**町長（船橋茂久君）** 皆さん、おはようございます。

田中 大議員のご質問にお答えいたします。

ホタテ養殖残渣処分についてであります。当町で発生している、令和4年度の養殖残渣は約2,500トンで、令和3年度より約1,000トンほど少なくなっております。これは、養殖籠に付着する海洋生物の発生が少なかったほかに、国庫補助事業を活用しての洋上洗浄機の導入が効果を上げていると思われまます。

議員ご承知のとおり、ホタテガイの養殖残渣は養殖過程において発生し、地球温暖化の影響と養殖形態の変化から、近年大きな課題となってきました。特に平成10年以降、養殖残渣が事業系の一般廃棄物とされたことを受け、町と漁協が協力して処分する方法を検討し、平成12年に平内町廃棄物処理施設を建設して焼却処分をしてまいりました。しかし、10年を経過した平成24年頃から、焼却炉の修繕費が急増したことに加えて、燃料費も高騰し運営経費が増大したため、平成27年から29年に県内、平成30年から県外の事業者にも処分を委託しております。

町では、県境を越えた一般廃棄物の処理は一次避難的なもので、できるだけ早い時期に町内で処理

できる施設が必要であると以前にも答弁しております。

これまで、ホタテ残渣処理施設については、三共刃型工業株式会社がバイオ処理という提案のほか、令和4年1月には平内町水産業系廃棄物処理勉強会を開催し、1大学、6社から提案をいただきました。その後も、三共刃型工業については、同社が町内に工場を建て、残渣処理と貝殻リサイクル事業を行いたいと当町を訪れていますが、今のところ進展はございません。

残渣処理については、これまで青森県重点事業に関する要望の最重点要望項目として県に対し要望しており、県からホタテ残渣処理に関する指導や情報等のご教授を受け、また、処理施設建設に向けて検討する組織の立ち上げも視野に入れながら、町の基幹産業であるホタテ養殖を安定して末永く続けるための施設整備と、夏泊半島に多くの観光客が来ていただくため、環境整備に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。（「議長」の声あり）

**議長（船橋健人君）** はい、田中 大君。

**2番（田中 大君）** 町長の残渣処分に対する答弁の中で、令和4年度の養殖残渣が減少していることの理由の1つとして、洋上洗浄機の導入を理由に挙げられておりました。それはそれでよいことと考えますが、肝心の残渣処分場の整備に向けた具体的なスケジュールが示されなかったことは残念であります。率直に申し上げて、本当に漁業者と処分場を早急に整備する必要があるという危機感を共有されておられるのだろうかという感想でございます。

以上で質問を終わります。

**議長（船橋健人君）** 以上で2番、田中 大君の一般質問を打ち切ります。

続いて、6番、太田満則君の登壇を許します。（「はい」の声あり）はい、6番、太田満則君。

**6番（太田満則君）** 皆さん、おはようございます。6番、太田満則でございます。通告に基づき、質問いたします。

質問の前に、今年の夏はどこに行っても暑い、暑いという声が聞こえました。平内に限らず、日本中どこからも聞こえてきました。テレビからは連日危険な暑さの放送も流されました。今また、残暑も厳しい日が続いております。異常気象や台風に伴う記録的短時間大雨情報、あるいは線状降水帯発生により、各地で川の増水、あるいは土砂崩れが発生するなど甚大な被害、そして亡くなる人も出るなど、被害が大きく報じられております。被害に遭われた方々に対して、お見舞いとお悔やみを申し上げます。

幸い、北上が危惧されました台風13号は8日午前11時45分頃、東北南部で熱帯低気圧に変わりました。もしかすれば青森県内とそう危惧されたところでございますが、県内に来ることもありませんでした。胸をなで下ろし、ほっとしたところでございます。

それでは、1点目の夜越山森林公園施設管理の見直しについて質問いたします。

夜越山森林公園は昭和47年7月に条例を制定し、開設してから約50年余が経過いたしました。この間、開設当時の管理運営方法が続いているのではないかと、このように思われます。

私は平成28年第4回定例会で、当時の管理方法が続いているのではないかと、その中で見直しが必要だということを提言いたしました。その後の経緯、対応、それについて、お伺いいたします。

ご承知のとおり、夜越山森林公園は昭和38年、昭和天皇がお越しになり、全国植樹祭が執り行われた後、昭和47年に花卉温室として開設されました。当時、寒い雪国で熱帯、あるいは砂漠地帯のイメージがある植物、サボテンを鑑賞することができるということで、大変珍しがられた施設でござ

います。この当時持ち込んだサボテン等は、今は亡くなられた山口繁治さんに生育管理をお願いしてきたと思います。きっと今もそうだと思いますが、サボテンは山口さん個人のもので、そのサボテンから新しく出てきた芽、新芽を自由に販売してもいい、そういう条件だと、このように聞いておりました。もしかすれば今もそうなのかなと、こう思います。

前回質問した際に、維持管理に関する経費の割に町への収入額、それはサボテン公園の入園料以外の収入はなくて、夜越山森林公園、その中で花卉等の販売収入は少ないのではないかと、このように質問いたしました。そして、無料で貸出ししている施設、土地の代金等を見直しするべきでないかと、こう質問したところでございます。

あれから数年たってますけれども、どのように見直ししたのか伺います。

2点目は、猛暑の続く中、町有施設を涼み場所として提供すべきではないかということでございます。

近年の暑さは、想像を超える日々が続いております。これまで私らのこの地域では、お盆が過ぎれば涼しさを通り越し、肌寒く感じるが多かったように思いますが、地球温暖化の影響なのか、近頃は過去になかった暑い日々が続いております。涼む方法の一つとして、テレビからはクーラーの運転を薦めておりますが、皆が設置しているわけではないと思われまいます。前にも提案いたしました、町有施設を涼み場所として提供すべきではないかということでございます。

前回、平成30年3月の定例会の町長からの答弁は、町の公共施設で冷房が完備されてるのは勤労青少年ホームのみであり、ホームでは各種教室、行事もたくさん行われていることから、開設は厳しいと答えていました。町民に対して保健活動を中心として、熱中症対策、啓蒙対策を進めてまいりたい、こういう答弁でございます。

多分、前の答弁は確認してきたと思うので、改めて確認いたします。

町内には、扇風機も使っていない世帯もあるやに聞きます。前に質問した際、私は学校への冷房施設の導入も求めました。今は、全校で実現しているところでございます。その後、町有施設も冷房設備が完備しております。

8月8日の地元誌、東奥日報紙上に、「むつ市」「気兼ねなく来て」の見出しの下に、市有12施設をクーリングシェルター、「通称涼みどころ」として開放する取組を始めたとの記事がありました。皆さんも目にしたと思います。7月中旬から8月にかけて、県内でも連日のように真夏日の30度C、猛暑日と言われる35度Cを超える暑さが続きました。むつ市では改正気候変動適用法に基づく指定暑熱避難施設の位置づけとして、8月7日から9月30日まで、各施設の待合ホールや交流スペースを休憩場所として自由に利用してもらい、室温は25度前後に設定。また、市立図書館では開放に伴い、所蔵しているDVDを毎日4本上映を行い、水飲み場も備えている。このような記事でございました。また、記事の中で、むつ市長は「高齢者の方々は家で「暑さを」我慢する傾向にある、各施設に気兼ねなく来ていただきたい」とありました。

私の周りでも、年を重ねると温度を感じにくくなると聞きます。私がこの趣旨の質問を提案したのは、先ほど話したみたいに、平成30年第3回定例会です。ちょうど5年前です。冷房の効いた公共施設を積極的に使わせる、そういう提案でした。何も特別なことではなく、冷房している施設、役場、青少年ホーム、開発センター、あるいは公共の場を活用したらということでございした。冷房している場所を、積極的に使わせるということでございます。各施設の空いている待合ホールや交流スペースを、休憩場所として自由に利用してもらい、そういうことでございます。開放日時は各施設の

開館時間や休館日、施設ごとに異なるのは当然でございます。

5年前、私は仮称まちなか高齢者集会所、いわゆる「高齢者サロン」の早期設置も提案いたしました。自宅で独りであるよりも、複数であることによりお互い相手の体を気づかい、見守りすることができ、加えて、涼むことができる高齢者サロンを地域に早期に設置すべきだと、このように考えます。

次に、3点目は新庁舎に関わる説明会の開催を求めることでございます。

新庁舎建設予定地及び庁舎の概要についてであります。新庁舎が新築されれば、その場所はこれから50年余にわたり、町の中心地であり、建物はシンボルとなります。移転議決後、一切の説明がないことに対して、「町民をないがしろにしているのではないか」と、私はこう思います。丁寧な説明が必要と考えます。

これまで町の姿勢は全て物事が決定してから、そんな感じに見えます。前のホタテ残渣施設もそうでした。その後も進んでいないことも、現実であります。実際、役場の新築場所のアンケートでは、僅差のものでございました。また、アンケートに答えた人からはあくまでも参考のはず、そういう声が今でも聞こえます。確かに、「平内町公共施設等総合管理ワーキングチーム」で検討、「平内町公共施設等総合管理推進会議」からの意見書を踏まえ、議決されたものでございます。

昭和の大合併、あれから50年余、県内はもとより、全国的にも合併に伴い庁舎を新設、コンクリート建設でも耐用年数が50年、当時の建築物でも建て替えの時期であります。加えて近年、津波、水害、災害を加味しなければなりません。平成の合併により、新庁舎の建設が県内でも相次いでおります。もちろんどこでも建設に向けた建物の場所は、地域にとっても重要なことでございます。その意味で、丁寧な説明が求められます。場所も、建物の規模も、設備、付属施設もそうでございます。早急に開催して聞くべきだと思います。

4点目は、小学校の統廃合についてであります。

地域の生徒数の減少に伴い、小湊・東平内・西平内中学校が今春から統合し、平内中学校となりました。人口問題研究所の推計で、20年後には町の人口は今の半分以下、5,000人を割り、4,800人程度と推計されております。この後、管内の児童数が今より増加する見込みはないと思われまます。このことから中学校同様、小学校の統廃合についても議論を始めるべきだと、このように思います。

もちろん、小規模校を否定するわけではありません。私の小学校入学時の学校はもうありません。当時の学校名は口広小学校で、同級生は18人、目を閉じると、当時の懐かしい顔を思い浮かべることができまますし、いい思い出もいっぱいあります。

しかし、目の前にある小湊小学校も本当に児童数が少なくなってきました。近所の子どもたちに何の部活があるのかと聞くと、「吹奏楽とバスケット」、この2つだと聞きました。在職中、閉校前の東栄小学校で児童数が少なくなると、男子のみで野球チームの編成が難しく、女子を加えたが、その後、単独校では編成ができず、他校との合同混成チームになったのを思い出します。

当時、町出身の野球選手、細川 亨さん、野球ができる環境があったからこそ、素質を開花させ、芽を出し、プロ野球で活躍することができたと、このように思います。

子どもたちは、いろんな可能性を秘めています。その無限の可能性を引き出すためにも、遅くなることなく、地域の皆さんとこの合併問題について話をするを提案いたします。

以上、壇上からの質問を終わります。（「はい、議長」の声あり）

**議長**（船橋健人君）はい、町長。

**町長**（船橋茂久君）太田満則議員のご質問にお答えをいたします。

まず、第1点目、夜越山森林公園施設管理の見直しについてであります。議員ご承知のとおり、夜越山サボテン園は森林公園の目玉として、昭和47年に開設いたしました。広さ300坪のサボテン鑑賞温室には約3,000種類のサボテンや多肉植物が群れをなし、当時では東北一の規模を誇るなど先進的な取組で、現在も町の観光シンボリック的存在でございます。

また、園内には広さ100坪の洋ラン鑑賞温室があり、コショウランやカトレアなど150種類の洋ランが咲き誇っております。そのほかに花卉温室3棟とパイプハウス4棟があり、鑑賞温室への展示のほかにも、園内や各町内の花壇への植栽用として、たくさんの草花を栽培しております。

入園者の推移は、開設3年後の昭和50年に1回目のピークの約9万8,000人となり、その後減少に転じ、昭和61年には4万5,000人となりました。そして、洋ランまつりが始まった昭和62年からはまた増加に転じ、平成6年に2回目のピーク、9万4,000人となり、その後は緩やかな減少を続け、ここ数年は2万人から3万人の間となっております。

さて、夜越山森林公園開設から約50年、この間、開設当時の管理運営が続いているとのことですが、サボテン園の管理は開園に合わせ、故山口繁治さんを招聘し、自己所有するサボテンや多肉植物を展示し、鑑賞に供するとともに、管理もお願いするということで業務委託契約を結んでおり、現在は後継者の山口光星さんとの契約となっております。

前回、入園者が減少しているから、サボテン園だけではなく、入園者のニーズに合った草花にシフトする、時代が変わったから新たに管理者を募集して経営形態を変えたらどうかというご指摘がありましたが、開設から50年続けてこられたのは、町がサボテンを観光のシンボルとして定着させるという思いと、その思いに山口さんがサボテン栽培に熱心に取り組んでいただいた功績だと思っております。

町では、引き続き管理運営を業務委託するとともに、既存の施設を最大限活用しながら、夜越山森林公園の活性化に努めてまいりたいと考えております。

次に2点目、猛暑日の続く中、町有施設を涼み場所として提供すべきについてであります。去る7月27日、国連の事務総長が「地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰化の時代が到来した」と警告し、各国に気候変動対策を強化するよう訴えたことは、衝撃的な印象を受けております。

それを裏づけるかのように、全国各地において猛暑日が続いており、青森県内においては、環境省が発表する熱中症警戒アラートが8月末までに16回発表されており、また、当町においては、この夏、熱中症の症状で緊急搬送された件数は、15件確認されているところであります。

現在、当町の冷房を設置している公共施設としては、役場をはじめ勤労青少年ホーム、図書館、開発センターとなっており、現状ではどの施設においても開館時間内であれば常時開放されているところであり、各施設のホールなど気軽に利用できるものとなっております。

また、町民に身近な地域の公民館施設については、各町内会で設置し維持管理することとなっております。冷房の設置されていない施設がほとんどであります。設置要望もない状況でございます。

いずれにいたしましても、地球沸騰化の時代ということでございますので、町民からの強い要望等が寄せられたときには、改めて検討してまいりたいと考えております。

3点目、新庁舎に関わる説明会開催を求めるについてでございます。新役場庁舎建設につきましては、令和5年度中に、新役場庁舎建設地の旧青森少年院跡地に建設場所の盛土整地のほかに、南北道路や上下水道工事の整備を完了いたします。また、設計、建設、維持管理の一体事業での事業者を選定するべく、7月に副町長を委員長とした10名の委員で構成する平内町役場庁舎整備事業プロポ

ーザル審査委員会を立ち上げ、第1回目の会議を開催し、公募型プロポーザルに必要な平内町役場庁舎整備事業に係る要求水準書や審査基準書などを審議していただき、委員各位からの忌憚のない意見、提案を取りまとめた上で、9月8日より公募型プロポーザルの公募を開始したところであり、今後の予定ではありますが、来年の1月には応募された事業者からのプレゼンテーション及びヒアリングなどを実施しまして、事業者を選定し、3月に事業者との仮契約、議会への報告等を経た上で、来年4月中には本契約を締結し、本設計に入る予定としております。

議員ご提案の町内各地区での説明会の実施であります、既に昨年度、町民の代表者で構成されました新庁舎建設に係る意見交換会及び町議会からの要望書を取り入れた公募型プロポーザルを開始しており、今後とも、町民の声が行き届いた新役場庁舎が建設されるように、最大限の努力を傾注する所存でございます。

4点目、小学校の統廃合についてでございますが、児童生徒数が増加する見込みはなく、小学校の統廃合についても議論を始めるべきとのご質問でございます。

議員お話しのとおり、当町においても児童生徒数の減少は顕著であり、来年度の管内小学校の入学予定者数は63人となっておりますが、令和7年度は46人、令和8年度も46人であり、その後は40人前後で推移すると考えております。

また、令和4年度から東小学校で複式学級が1クラスありましたが、学校側からの要請により、令和5年度から困難を極めながらも町費負担教職員を配置しているため、複式学級は解消されております。しかしながら、今後、入学者数の減少に伴って、来年度には東小学校で複式学級が2クラス、山口小学校でも令和8年度に複式学級が1クラスとなります。さらに小湊小学校でも、令和7年度以降に入学する学年については、通常学級が1学年1クラスとなることが予想されております。

しかしながら、中学校統合の際にも議論となりましたが、小規模校には小規模校なりのメリットがあります。そして、統合するにしても地域や保護者の思い、将来入学する子どもたちの保護者の思いなど、様々な思いがあると思えます。

そのため、今後、それぞれの地域の皆さんや小学生の保護者、幼児の保護者等から広く意見を聴く機会を設け、校舎の在り方等を含め、統合について様々な角度から検討してまいりたいと思えます。

以上でございます。（「はい」の声あり）

**議 長（船橋健人君）** はい、6番、太田満則君。

**6 番（太田満則君）** それでは、1点目の夜越山森林公園の管理運営の見直しについてであります。

私、前にも言いました。昭和47年に開設するに当たり、山口さんを招聘する。あそこには役場家建てました。そして、周りの温室を管理してもらおうと、こういうことで山口さんを連れてきたんだと、こう思います。私当時、係でもなかったのでもっと分からないんですが、ただ、来る前に、山口さんが平内に来る昭和46年の冬、山口さんが当時営んでいた、開園していた浪岡の施設に見に行ったことがあります。ああ、これがもしかすれば平内に来るのかなと、こう思いました。確かに温室の中で育てなければならない。また、この雪国の中でサボテンという暑いところの植物、本当に珍しいということで、当時本当にいっぱいお客さんが来て見てくれたと、鑑賞してくれたと、入園者数がいっぱいいたと、さっき町長がしゃべったみたいでいた、確かだと思います。が、しかし、今はさっき話したみたいにコロナのせいがあるのか、入園者数は少ないと。ただ、町に入って来るお金は入園料のみと、前にこのように聞きました。中でさっきサボテンとか、多肉植物、あるいは洋ランとこういう話をしました、についての販売については、町は関与しているのでしょうか。お尋ねいたしま

す。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君）畑井課長。

水産商工観光課長（畑井幸治君）太田議員のご質問に、私のほうからお答えいたします。花卉の販売でございますけれども、前回は答弁していると思いますが、花卉販売の制限については業務委託で平成12年より契約して、公的な販売のみの販売となっているというふうにお答えしてございます。

以上でございます。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、太田満則君。

6番（太田満則君）ということはですよ、前にも話ししたとき、いや、夜越山で販売して町に入るお金とつつうのは、道路脇なんかやっている、ああいう花、約50万円が、当時そういう答えをいただきました。ということは、今もそういうことでしょうか。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、畑井課長。

水産商工観光課長（畑井幸治君）太田議員のご質問にお答えいたします。

現在も町内に販売したり、あとは花壇に植えたりというふうな感じでやっております。

以上です。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、太田満則君。

6番（太田満則君）そうすればですね、今年これから審議される決算書、令和4年度の決算書、それを見ますと、収入は、観葉植物販売収入は77万5,277円と、このように決算書に記されております。一方、経費は人件費、宣伝費、種子、肥料とつつうことで約3,800万円かかっていると、3,800万円かかって、収入は77万5,000円余だと。ずっとこのような状態が続いているんです。で、皆さん、私も何回か買ったことあるんですが、園内でサボテン買った、あるいは洋ラン買った、それについては全て山口さん個人から買っているということ、町内の人とつつうのは覚えているのでしょうか。私は、中々分かっていないんでないかと。で、その3,800万、それこそ先ほどしゃべったみたいに、職員の人件費も入っているわけですが、あそこで委託している人たち、あるいは燃料費、肥料、そういうものを全てとは言わないが、町で購入して維持管理していると。先ほど話ししたみたいに、管理棟は十何棟あると、そのうちメインになっているのはサボテンを展示している展示室、それから洋ラン、これがメインのもんでしょう。後ろのほうに行けば、花を芽生えさせている、そういうような施設もあります。あれは先ほど話ししたみたいに、山口さん個人のものだと思います。まあ、今年は特に暑い。暑ければ、花も多分空調しなければ駄目だ、寒ければ暑くしなければならぬ。そういうものに、役場のお金を個人に使わせていると、こういうような状態ですよ。昔からやっているからといえばそれまでですけども、見直すべきでないかということで前に話ししたはずですよ。そうすれば、何も見直ししていないと、ことでしょうか。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、町長。

町長（船橋茂久君）見直しすべきというお話でございます。前にも、そういうお話を伺いました。ただ、このサボテンの園の経緯からいけば、そこまで立ち入って見直すべきでないと、こう思っております。

以上です。

議長（船橋健人君）はい、太田満則君。

6番（太田満則君）私はメインとなっている300坪の、それこそサボテンを展示している場所、あの場所はもちろん町で維持管理しなければならないと。それから、後の山口さんが販売に要する場



所、そういう経費をなぜ町で負担しなければなんないのかということなんです。確かに、山口さんにはそういう技術があるんでしょう。が、しかし、技術は個人のもんであって、町のもんでないんです。町の施設を使って、山口さんの個人の技術を磨くつつうであれば、逆に山口さんが私のほうにお金を払わなきゃ駄目なんでないか、こう思います。

そのほかに、先ほど私、来た際に町で住宅を建てましたと。その場所に今、山口さん個人の家が建っているんですね。あそこの借地、契約書はどうなっているんでしょう。町に幾らかでも貸出分、借地料分、私のほうに入っているんでしょうか。（「はい、議長」の声あり）

**議長（船橋健人君）** はい、畑井課長。

**水産商工観光課長（畑井幸治君）** ただいまの太田議員のご質問にお答えします。

山口さんの自宅でございますけれども、電気料につきましては毎月頂いて、町の収入のほうになってございます。

以上でございます。（「はい」の声あり）

**議長（船橋健人君）** はい、太田満則君。

**6 番（太田満則君）** 今、しゃべったみたいに電気料、当たり前の話なんですよ。個人で使っていれば皆さん、電気料、水道料、今水道料の話はしませんでした。それから、私らが町の町有地の一部を借りる、そう言っても、町では平方メートル幾ら幾らの貸出料をもらいます、貸し料もらいますと、こう言われていました。私のほうの町内で場所を使う、そう言っても、そういうことが言われました。ですので、山口さん個人の商売さ、個人のものになぜ町のお金をつぎ込まねば駄目なのか。

それからしゃべったみたいに、山口さん個人でいろんな花の研究をしているやに聞きます。で、洋ランに関しては、山口さんたいしたもんだよということをほかの人からも聞きます。確かに、それはそうでしょう。が、しかし、町のお金で町の電気代、水道代、肥料代、あるいは温室の維持管理料、そういうのを町で負担するものは何ももないと、私は早急に見直すべきだこう思いますが、どうでしょう。（「はい、議長」の声あり）

**議長（船橋健人君）** はい、町長。

**町長（船橋茂久君）** 今の、山口さんの件について、今までお話しいただきました。ただ、山口さんのそういう技術を磨くこと、これもまた大事なものでございます。ただ、役場の金を使ってやっていると。その委託契約が、そういうことになっています。そういうことで山口さんに、そのいろんな洋ランの研究とか、そういうことをしていただいて、洋ランの発表をするときはいろんなことでご助言をいただいたり、そういうことをしているのでもございますので、見直しするつもりはございません。

（「はい」の声あり）

**議長（船橋健人君）** はい、太田満則君。

**6 番（太田満則君）** 今、町長見直しするつもりはありませんと、前には考えてみますと、この次、契約する際に考えてみますとこのように言いました。今は、考えませんということ。本当にそれでいいんでしょうか。町のお金をただくれているような、そういうことになるんです、個人にね。私は先ほど話ししたみたいに、山口さん個人が使うもの、あるいは町が使うもの、はっきり区別して、貸し出すものについては応分の負担を求める。当たり前の話だと思っんですよ。何かからかにまで町で負担して、収入だけは個人がもらいますと、そういうやり方は私はおかしいと、早急に見直すべきだと、契約の仕方を変えるべきだと、このように言います。

話をしても話は平行線をたどるでしょうから、私はこの件についてはここで終わります。が、しか

し、町で経費がいろいろかかって大変だ、大変だって皆でしゃべっている、そういうさなかに、ごくごく一部の人にはただで使ってください、お金あげますと、そういうやり方はおかしいということを言います。

では、2点目の涼みどころの件でございます。本当に今年は暑いと。今日も来る際に外に出たら、もう本当に暑いと。先日、家電を扱っている人に聞いたところ、今年こんなに暑くなると思わなかったということで、エアコンの入れるのを少なく入れたとこで、今在庫がないと。こういうような話も聞きました。またその人が言うには、日中は暑すぎて、とても備付け、時間を調整しなければ、なかなか設置が難しいと、こういうような話も聞きました。

先日、ある医療関係者から聞いた話では、先ほど壇上でも言いましたが、訪問先で扇風機もない家庭もあると、このように聞きました。もしかすれば、あっても出さないのかなと、こう電気代が上がればということもあるのかなとこう思いますが、気象、気候変動のせいで、これからもこういう暑いとつうのは長く続くと思います。ですので、先ほど町長がしゃべった。私が5年前に質問した際には、青少年ホームだけだったと。その後、庁舎をはじめ開発センター、いろんなところで冷房が設置されたと。いつでも誰でも来ればとこう言いますが、いつでも誰でもって誰かに話したことがありますか。町長、先ほどいつでも誰でもと、こういうような話もしましたけれども、どうぞ町民の方に来てくださいというような話したことがありますか、どうぞ。（「はい、議長」の声あり）

**議長（船橋健人君）** 町長。

**町長（船橋茂久君）** 今の太田議員のお話ですけれども、直接町民にお話ししたことはございません。ただ、それについては皆さんもご存じですから、皆さんも知り合いの町民の方にそういうお話ししていただければ、大変ありがたいと思います。

以上です。（「はい」の声あり）

**議長（船橋健人君）** はい、太田満則君。

**6番（太田満則君）** 今話したみたいに、町長自身は何も話をしていないと今しゃべったので、これから皆さんで覚えた人に話をして、こういう話です。

私は防災無線から毎回毎回暑くて大変だというようなのがあったら、その後ろに今話したみたいなことを一言付け加えれば、皆さんが覚えるんじゃないかと。1人いても、10人いても、冷房にかかるお金は同じなわけです。ちなみに土曜日の日、私、青少年ホームにちょっと用事あって行きました。青少年ホーム、先ほど町長がしゃべったみたいに関所が使うと。使った団体は1団体のみ、1時から2時までの間、それ以外は誰も使っている様子がありませんでした。あそこの前に貼りだしている予定表には、何もありませんでした。このようにやはり言わなければ、誰も遠慮して来ないんじゃないかと。役場に来て涼んでと。いや、人やっぱり役場に職員がいっぱいいるのに、でなくても皆さん、用事がなければなかなか敷居が高くて、役場に来れないと。そういう中ですので、是非この後どこら辺まで暑さが続くのか分かりませんが、暑さが続くうちは今しゃべったみたいなことを放送でも流していただきたいなど。私らに言えと、私も覚えた人には、今聞きましたので言いますが、やはり私が話してできる範囲というのはこのぐらいなものです。ですので、防災無線で是非そういうことを話ししていただきたいなとこう思います。どうでしょう。（「はい、議長」の声あり）

**議長（船橋健人君）** はい、町長。

**町長（船橋茂久君）** 防災無線等で町民にお知らせするという点については、決してやぶさかではございません。ただ、議員の皆様からも、知り得る範囲で皆さんにお伝えしていただければとこう思

っております。

以上です。

**議長（船橋健人君）**はい、太田満則君。

**6 番（太田満則君）**はい、是非そのように、私らも先ほど話したみたいに、議員の皆さんでしゃべっても、ただここら辺ぐらいなもんですよ。ですので、やっぱり防災無線で話するのが一番分かるんでないか、こう思いますので是非そうしてください。

それから、3点目の新庁舎建設に関わる説明会の件でございます。

壇上でも言いました。確かに、新庁舎建設に関するアンケートの実施結果、回答率は37.4%、半分いかなかったんですよ。その中で、それこそ決まった少年院跡が約4割、それから、この場所が3割、昔の病院跡地が3割。こういう結果を受けて、4割の少年院跡地がいいんでないかという具合に町長が提案して、この議会で議決された。それも確かでございます。が、しかし、私が言いたいの、議決されたんだばされたなりで、皆さんに、地域に話をするべきでないかということなんです。私、今行っても、今でも何人からも言われます。なしてあそこの場所だのと、誰が決めたの、たったああいうアンケート1つでかと、こういう話でございます。

先ほど各団体から選ばれた人たち、審議しましたとこう言いました。私も二、三、その団体のメンバーの人に聞きました。あなた方団体の意見を取りまとめて話をしてらの、それともあなた個人の意見を話したのと、こう聞きましたところ、いやいや、私個人の意見だよと。先ほど町長しゃべったみたいに、そういう団体からも意見を聴取したとこう言いながらも、話している人たちは自分個人の意見だよと、こう私が聞いた人は何人もそう言いました。

ほかの町村も町村合併、あるいは先ほど話したみたいに、町村前の昭和の大合併から50年ということで、庁舎の建設が耐用年数過ぎた、あるいは私の方の役場みたいに、地震ではちょっとこういう不安があると、こういう庁舎がいっぱいある。その意味で、結構新しい庁舎を造るという話を聞きます。が、しかし、どこの話を聞いても、決まったのであれば決まったということで、地域に行って話をしていると。

地域から話を聞くと、私はこういう姿勢が大事でないかと。委員会つくって委員会で話をしたから、あるいは議員たちが話をしたからです話ではない。使うのは、あくまでも町民なんです。ですので、私は是非町民の人たちにこういう役場を造るんですと、場所はここですと、中身についてはこれですと、やっぱりしゃべるべきだと思う。その中できっと、いやいや、これおかしいんじゃないかと言う人はいると思うんですよ。そういう意見を出す人の意見も取り入れるにいいであれば、取り入れるべきだとこのように思います。私は是非早急に開いてほしいなと、こう思います。（「議長」の声あり）

**議長（船橋健人君）**はい、町長。

**町長（船橋茂久君）**今の庁舎の建設の話については、議員の皆様にも各庁舎を視察していただいています。その中で、皆さんから町民に対していろんな話題が出るでしょうから、説明をしていただきたいというような趣旨を申し上げたつもりでございます。私一人で決めたというような話が飛び交っているようでございますが、誰がそういうことを言っているのか、よく分かりません。

当時8対3で、向こうのほうに移転するということが決定されました。あとき反対したのは太田さん、小笠原智鶴子さん、それから何（「佐々木徳正」の声あり）、賛成した人は太田さんじゃないや、田中大、田中茂勝、それから木村良一、倉内清一、亀田弘徳、この4人になっております。また、私たちはこの結果を見て、当然向こうのほうに移転すべきだろうと、また、アンケート調査についても

数が少ないと言いますけれども、我々はこれはちゃんとアンケートの関係でちゃんとクリアしているということで、その数字でやったわけでございます。だから我々、私が意図的に、恣意的に役場庁舎を向こうに行くとか、その中身をこうやるとか、そういうふうにして決めたことではないので、全て皆様にオープンにして議論していただいたと、そういうことだと私は思っております。

以上です。（「はい」の声あり）

**議 長（船橋健人君）** はい、太田満則君。

**6 番（太田満則君）** 今、町長しゃべったみたいに、町長自身、町長一人が決めたわけではない、それは確かです。ここにいる、先ほど私言いました。議決されたんです。反対する人、3人、残りの人が向こうに行くということで、向こうに、場所は向こうに行くつつ具合に議決されたと、それは事実です。が、しかし、やはり町としても、こういう具合にして議会でも議決されましたと、ついてはこちらのほうに来ますと。中についてはいろいろ皆さんで視察をした、あるいは庁内で検討した、こういう建物を建てますと、やっぱり皆さんに一言あってもいいのではないかと思いますよ。建物建てるものは議決されたから、それでいいんでねえかと、行く場所も決まったから、それでいいんでねえかと、できればあなた方も話ししてとこういう話をした。私は結果は話します。が、いや、あそこさ行くのはどうだべなという、自分の思いも伝えていました。

ですので皆さん、使うのは町民なんですよ、町の人。んなもん、役場の人たちが使う話じゃないんです。ですんで、やはり町の人にも説明会なりを開いてほしいつつのが私の趣旨なんです。できれば小湊地域、東の地域、西の地域、3か所くらいで話をすればいいんでないのと。最後に町長が付け加えるか、付け加えないかは分かんないけど、これは議会でも議決されたんですと、付け加えるか、付け加えないかは話は別だけど。そういう具合に、話をするべきでないかということなんですよ。決まる前は、何だか分かんねえはんで、まだ決まんねえうちしゃべられねえと。決まれば決まったで、いやいや、決まったはんでいいんでねえのと。こういう話であれば、やはり町民は納得しないんじゃないかと。

リース契約についてもそうです、なしてそしたら高くつくものをやるのと。そのリース契約結べば、多分大きな大手の業者が受けるでしょうと。大きな業者が受ける、それは受ければ、大きい業者というのは、本社はここら辺にありません。青森県内に、もしかすればないかも分からない。本社のあるところに、税金が納付されるとね。こういう話も聞こえるんです。

ですんで、やはり建物建てるにしても何にしても、地域の人たちの声を聞くべきだと、こういうことでございます。今からでも遅くない、まだ建物建っていないわけだからね。是非そういう場を設けてほしいと、これについては町長どう思います。（「はい、議長」の声あり）

**議 長（船橋健人君）** はい、町長。

**町 長（船橋茂久君）** 今、太田議員がリースの話しました。それはどういうことですか。私は意味分かりません。我々が何か変なことをしている、そういう話ですか。ちゃんと分かるように言ってくださいよ、あなた。何か意味分からないです、あなたの言っている質問は。あっちへ飛んだり、こっちへ飛んだり、答えようがないんです。今まで、そういうことは一回も言いませんでした。ただ、あなたの質問を聞いていると、ぐるぐるぐるぐる回って、結局は元の木阿弥、何を聞いているか、よく分からない。それが私の感想です。

それから、今の話、意見を求めるのかということでございますけれども、先ほどもお答えしたように、改めて細部にわたって意見を求めるということはしません。皆様にいろいろご説明もいたしまし

た。議決もいただきました。そういう中で、我々がこの庁舎について進めていることをございますので、また、これから何かあったら、そういう場面があったら、意見聴取するということがあるのかも分からないけど、今のところはそういうことは考えておりません。

以上です。（「はい」の声あり）

**議長（船橋健人君）** はい、太田議員。

**6 番（太田満則君）** 地域の意見は求めないと、こういうことをございました。それはそれでしょう。

あと、もう一つ、私がしゃべっていることが意味が分からないとしゃべること自体が、私は意味が分からない。私に言わせれば、町長自身が何しゃべっているのかなと、こう思うことが多々あります。ですので、今この場でそういう話しても、水かけ論になるかと思うんでこれでやめますが、もうちょっと口のきき方、気をつけてください。（「太田議員、残り時間2分です」の声あり）（「はい」の声あり）

小学校の統廃合、先ほど言いました。本当に子どもたちが少なくなっている、こういうことで、先を考えれば、統廃合も考えるべきでないかということを教育長に話をふって、私の質問を終わりたいと思います。（「はい、議長」の声あり）

**議長（船橋健人君）** 教育長。

**教育長（渡辺伸一君）** それでは、太田議員の質問にお答えいたします。

管内3小学校の統合についてでございますけれども、先ほど町長答弁にもありましたとおり、既に複式学級が始まっている学校がございます。また、今後は複式学級の増加、あるいは少人数化が進む中、小学校の統合問題は避けて通ることのできない問題である、このように認識しております。また、複式学級の担任となりますと、現在問題となっております教員の働き方改革、これにも関係する問題でもございます。ご存じのとおり、この春に管内3中学校が統合しまして、平内中学校が開校しました。中学校統合に当たってのアンケート調査では、約7割の方が統合に賛成とのことをございました。しかしながら、これは中学校が統合しても、地域には小学校がまだある、こういう考えも根底にあったのではないかと、このように推察しております。

町長答弁にもございまして、小規模校には小規模校のメリットがあるのは確かでございます。しかしながら現実を直視し、先ほど太田議員の発言にもありまして、部活動含めまして、何が子どもたちにとってよりベターな方策なのか、これを自分ながら自問したとき、やはり将来的な統合は必要である、このように考えざるを得ませんので、拙速にはならないよう、しかし確実に意見集約等進めながら、準備を進めてまいりたいとこのように考えておりますので、ご理解願います。

以上です。

**議長（船橋健人君）** 以上で、太田満則君の一般質問を打ち切ります。

ここで暫時休憩いたします、トイレのため。

再開は20分、11時20分より会議を再開します。

午前11時15分 休憩

午前11時20分 再開

**議長（船橋健人君）** 休憩を取り消し、会議を再開します。

続いて、10番、田中光弘君の登壇を許します。（「はい、議長」の声あり）はい、10番、田中光弘君。

**10番（田中光弘君）** それでは通告の順に従いまして、総合計画について、4項目の通告であります

ので、お願いいたします。

総合計画の長期振興計画は、平内町がどのようなまちづくりを進めていくべきか、また、どんな方策で地域を活性化させていくか、新たなまちづくりを進めるための道しるべであり、町行政運営の根幹をなす計画であります。計画策定の趣旨では、時代の転換期を迎えている昨今、当町が持つ自然、文化、人、産業の資産を生かし、次の代の変化を見据え、これから10年間を見通したまちづくりを進めていくために、町民と共有するまちづくりの指針となる、新たな長期振興計画を策定いたしましたとし、計画の位置づけとして、行政運営においては最も上位に位置づけられる計画とし、各政策分野の個別計画と調整を図りながら、施策全体を体系化し、効果的に進捗管理を行う役割を担っています。この計画と整合性を図り、政略的ビジョンとして位置づけている第2期創生総合戦略があり、さらには2021年、令和3年度から2025年、令和7年度までの5か年計画で、今年3月変更の平内町過疎地域持続的発展計画も長期振興計画同様に全分野を網羅し、整合性を図っています。現在の第六次長期振興計画である基本構想は、2020年、令和2年度から2029年、令和11年までの10か年の計画であり、基本計画は前期と後期の5年間に分け、実施計画は基本計画で示された体系に基づき、3年間単位で1年ごとの見直し、ローリングを図り進めるとしています。

そこで、次の点をお伺いいたします。

1つ、第六次長期振興計画は4年目となりましたが、毎年度見直しを図る実施計画の見直し、ローリング状況を示していただきます。

2つ目に、策定時の審議会委員は平内町総合開発計画審議会条例で任期2年と定めております。基本計画の計画期間は5年間とし、2020年度から2024年度までを前期計画とし、2025年度から2029年度までの5年間を後期計画としております。私はローリング後に意見を求める場が必要ではないかと思うわけではありますが、見解をお伺いいたします。

3つ目に、これまでの買物困難者対策の質問に、県生協が週2回、コーポスマイル便の移動販売事業を始めたが、町でも買物難民が減少していくように取り組んでいきたいとの答弁でありました。その後の第六次長期振興計画策定に向けての町民意識調査を受けて、買物困難対策が課題の一つとして取り上げ、移動販売や配食サービスなど図る必要があるとしております。そこで、地域ごとの実態やニーズの把握に努め、対策を練る必要があるのではないかと思います。見解をお伺いいたします。

4つ目に、町長は2011年、平成23年11月に就任され、3期12年職務を全うしております。第五次長期振興計画がその年の3月に策定されていまして、10か年の計画に携わっていることになり、さらに第六次長期振興計画4年目へと職務、任務を遂行しております。そこで、これまでの総括及び今後の抱負をお伺いし、壇上での質問を終わります。（「議長」の声あり）

**議 長（船橋健人君）** はい、町長。

**町 長（船橋茂久君）** それでは、田中光弘議員のご質問にお答えをいたします。

まず、総合計画についての1つ目、実施計画のローリング状況についてであります。第六次平内町長期振興計画は令和2年3月に策定され、同時期に第2期平内町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しており、この総合戦略を実施計画、戦略的ビジョンと位置づけ、長期振興計画に掲げた将来像を実現するため、様々な取組を進めているところでございます。この総合戦略ではPDCAサイクルを確立し、取組の効果検証、評価を毎年度実施しております。さらに、これとは別に、当初予算編成時に作成される事業計画においても、事業の進捗や効果を踏まえ、将来的な取組や3か年の需要見込み等を調整するなど、ローリングを実施している状況でございます。

次に、2つ目の基本計画の前期から後期にかけてのローリング後に意見を求める場が必要ではないかについてであります。先に述べたとおり、町総合戦略の効果検証を実施する際には、産学官金言労といった様々な分野の方々によって、取組に対する効果検証がなされている状況であり、総合開発審議会の構成者と類似した方々でもございますし、その検証、評価手法や意見聴取等についても適正に行われていると考えているため、現時点では審議会委員を新たに任命し、意見を求めることは考えておりませんが、今後、前期5年の振り返りと見直し等を実施していく中で、やはり審議委員の意見を求める場が必要であると判断されたときは、会議の場を設けたいと考えております。

3つ目、買物困難者対策として、地域ごとの実態やニーズの把握に努め、対策を練る必要があるのではないかと考えてございますが、議員ご指摘の移動販売や配食サービスなどについては、長期振興計画や第2期平内町総合戦略において、重点プロジェクト、必要な対応策として掲げられており、現在のところ、移動販売については、県生協や函館牛乳が各地域を週1回から2回のペースで定期巡回しており、配食サービスについては、主に65歳以上の低栄養状態の方や身体機能の低下により買物や調理ができず、食事の確保が困難な方を対象に、委託事業所がサービスの提供を実施している状況でございます。また、今定例会にデマンド型乗り合いタクシーの実証運行に係る関連補正予算を計上しており、今後開催される町地域公共交通会議で審議の上、承認されれば、町全体において、町内であれば自宅前から行きたい先の玄関前まで行けるドアツードアでの運行を行うこととしておりますので、買物困難者対策の一助になるものと考えております。地域ごとの実態やニーズの把握についても、モデル指定している3地域を先行的に活用しながら進めていくこととし、必要に応じて全体把握等を行ってまいりたいと考えております。

次に、4つ目、これまでの総括及び今後の抱負についてであります。町のさらなる発展と町民の福祉向上を目指し、ふるさと平内の再生を掲げ、平成23年11月、町長に就任して以来、3期12年、町の長期振興計画での政策・施策が、全て実行、実現できたわけではございませんが、初心を忘れることなく、町民の声に耳を傾け、町民の心に寄り添い、誠心誠意、全力で取り組んできた中、町の宝である子どもたちのために、給食費の無償化や統合平内中学校の開校、また、耐震問題を抱えております役場庁舎についても、町民の命、暮らしを守る重要拠点としての役場庁舎建設に向けての建設地の選定や整備など、大きく前進することができましたことは、町議会、町民の皆様からのご支援、ご協力があって、実現できたものと深く感謝を申し上げるものでございます。しかしながら、町政を担って12年の間にも、町の人口も大きく減少し、少子化、高齢化に歯止めがかからない、待ったなしの危機的な状況であることも深く認識しているところでございます。まずは、今まで実現してきた政策検証は無論のこと、少しでも人口減少の抑制、町民の暮らし向上、幸福実現のため、町議会や町職員と一体となって、今後とも町民が心から納得できる行政を一つずつ積み重ねてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**議 長（船橋健人君）** はい、田中光弘君。

**10番（田中光弘君）** はい、毎年見直しを図る実施計画、これは創生総合戦略はこれで毎年行っていると。ただ、ホームページを見ましたら、令和4年、2022年度の創生総合戦略とこの効果検証というのが掲載されております。これはその前の検証は載っておらず、22年度、令和4年度だけということですので、そこで質問するわけなんです。この戦略の政策分野というのが8分野に分かれておまして、その分野全てにおきましては、全部で32の事業、そのうち検証されて公表して

おるのは15事業であります、この残りの17事業についての検証というのは、どうなっておるのでしょうか。

**議長（船橋健人君）** はい、柴田課長。

**企画政策課長（柴田正一君）** ただいまのご質問にお答えいたします。

毎年度、総合戦略については外部有識者を集めて、検証しているところでございます。主には地方創生交付金を活用した事業を検証しているところでございます。また、残りの17については、目立った動きがあった際に行うこととしており、特段の検証はしていない状況でございますけれども、ないがしろにしているわけではございませんので、ご理解ください。

以上です。（「はい」の声あり）

**議長（船橋健人君）** はい、田中光弘君。

**10番（田中光弘君）** 何しろこの生き残りをかけた計画、それが総合戦略という位置づけでありますので、私は推進事業、例えば、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援という中で、推進事業として6つ掲げられておると。そのうち2つの事業、2事業が検証の結果として挙げておるわけで、私はそういう位置づけしているのであれば、私は本当に大事な、必要なこの事業ということで、今のような質問をした次第であります。

例えば、8分野の1分野といたしまして、妊娠・出産・子育て、この効果検証ではですね、乳幼児・子ども医療費給付事業と保育料軽減事業というふうにあります。しかし、これ検証はされていない4つの事業というのは、地域における子育て支援サービスの充実、2つ目に地域子育て支援拠点事業、それと放課後健全育成事業、学校給食費の負担軽減、こういうふうにあります。先ほど、あまり重要でないようなのは行っていないというふうに聞き取りましたが、私はこの32事業がほとんど一応大事ではないかと、それによってきちんとこの計画に、総合戦略の計画に盛り込んでおるというふう認識しておったわけなんです、再度この点についてお答えください。

**議長（船橋健人君）** はい、柴田課長。

**企画政策課長（柴田正一君）** はい、ただいまのご質問にお答えいたします。

掲げられている事業につきましては、私も大変重要であると考えております。これまでの検証の方法が間違っていたとは思いませんけれども、議員ご指摘のとおり、全て重要な事項であると思っておりますので、今後は検証の方法も含めて見直して、全てを網羅的にやっていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。（「はい」の声あり）

**議長（船橋健人君）** はい、田中光弘君。

**10番（田中光弘君）** ということで、よろしく申し上げます。

次に、基本計画ですね。前期と後期に分けてのことでありますが、これまでですよ、第五次まで前期と後期の計画で、はっきりと分けて進めたことあったでしょうか。

**議長（船橋健人君）** はい、柴田課長。

**企画政策課長（柴田正一君）** ただいまのご質問にお答えいたします。私が記憶している限りの回答になりますが、ご了承ください。

第五次長期振興計画につきましては、後期の見直しに当たって、地方創生総合戦略が策定がありましたので、それをもって前期の見直し、後期の計画としたところでございます。

以上です。（「はい」の声あり）

**議長（船橋健人君）** はい、田中光弘君。



10番（田中光弘君）多分そうではないかなということで、ちょっとこう県内の市町村の策定状況というのを調べてみました。そうしたらですね、まず、30町村で過疎の指定受けているのは26市町村、そしてまた、この総合戦略というのは全町村が策定しております。その中で30の町村、町、村できちんと後期計画というのを作成し、それは後期計画というふうになれば、前期のことを受けてアンケートを取ったりしながら、後期の計画を立てていくわけなんです、それがですね半分以上の町村がきちんと後期計画というふうに位置づけておったわけです。もちろん総合戦略の計画を立てつつですよ、立てつつ、これつくっておりました。

先ほどの答弁が必要であれば云々というような話ですが、やっぱりきちっとめり張りをつけていく、前期の計画、基本計画をどのようにして前に進めていくか、見直していくかということも含めて、後期計画では住民からのアンケートを取りつつも、やはりきちんと位置づけていくべき。後期計画というのを主と位置づけて策定するようにするべきだと思うんですが、その点については。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、柴田課長。

企画政策課長（柴田正一君）ただいまのご質問にお答えいたします。

そちらも含めまして、検証の方法や進め方については、今後検討させていただきたいと思います。

以上です。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、田中光弘君。

10番（田中光弘君）分かりました。

それでは、3つ目でありますけれども、現在、県生協及び函館牛乳とこの契約、委託をしているという答弁でありました。これ、両事業者とは委託しておるんですか。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、塩越課長。

福祉介護課長（塩越信子君）ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、移動販売については委託というのではありません。配食サービスにつきましては、町内の介護事業所2か所と1食分、おかずのみ700円、ごはんとおかずについては750円という内容で委託しております。

以上です。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、田中光弘君。

10番（田中光弘君）それと、モデル地区3地区という答弁でございましたけれども、その3地区というのはどこどこでしょう、地区名を。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、柴田課長。

企画政策課長（柴田正一君）ただいまのご質問にお答えいたします。

この地域公共交通計画に掲げられている取組でございますけれども、モデル地域につきましては、赤坂台、沼館、狩場沢の3町会となっております。

以上です。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、田中光弘君。

10番（田中光弘君）狩場沢も入っていましたか、13日よろしくお願ひします。

私は今回の町長就任、最後の定例会ということで、なかなか質問をつくる角度が非常に難しかったです。そういう中でも、最後、初心忘れずということでありました。その点で、頑張っていたきたいと思ひます。

また、出馬表明をした田中 大議員、よくぞ決意をしたと敬意を表明いたします。

そういうことで、私の質問を終わります。

**議 長（船橋健人君）** 以上で、田中光弘君の一般質問を終わります。

続いて、5番、田中茂勝君の登壇を許します。（「議長、5番」の声あり）はい、田中茂勝君。

**5 番（田中茂勝君）** 田中茂勝でございます。それでは通告に従いまして、一般質問を行います。

今回は冬季間、雪に閉ざされて暮らす、私たちの生活に欠くことのできない除排雪作業、これに伴う除排雪作業員の確保についてと、危険を伴う蜂の巣の駆除についてお尋ねいたします。

初めに、除排雪作業員の確保についてであります。当町の除排雪すべき道路の延長はおよそ120キロメートルでございますが、この除雪作業を請け負った業者の数は、昨年においては16業者であり、約55台の除雪機械と、63名ほどの作業員が除雪作業に従事したと伺っております。土木建設業界では、既に高齢化等により人材不足が深刻となっております。そのようなことは皆さん、周知のことと思います。特に除雪作業の従事においては、資格や経験と土地勘が必要なことや、出勤時間が深夜であること、積雪量によっては長時間の勤務に及んだり、積雪量が出動基準にわずかに達しないことから出動しなかったりというふうなことがございます。さらには、除雪の仕方によっては住民からの苦情があり、塀やマンホールなど破損した場合には謝りに行くというふうなことなど、精神的な負担もあり、若い人が辞めていくとの報告もございます。この先、今以上に少子化、高齢化の進行が予想されておりますが、冬期間の町民の移動と物流などが円滑に行われることが求められます。そのためには、発注者である町と受注者である土建業者等が現状認識を同じにして、人材確保に取り組まなければならないものと考えますが、現状と除排雪体制の今後の対応について、お伺いいたします。

次に、蜂の巣の駆除についてお伺いします。

蜂の巣は往々にして軒下などの高い場所に作られ、これを駆除するには高齢者にとっては大変危険を伴うとともに、大きな負担となる作業であります。親戚や知人などがおり、これに対応していただければ、殺虫スプレーを購入するだけでよいわけでございますが、それができない場合には、蜂の巣駆除業者に依頼することとなります。駆除業者については町民課で紹介し、駆除費用の半額は町で助成することとなっておりますが、その上限は1万円となっております。駆除業者に駆除を依頼するような状態になった場合の費用は、往々にして2万円以上、中には3万円を超える金額を支払うという事例もございます。こうなると、個人の負担額は2万円を超えたり、2万円前後というふうなことになり、年金生活や所得のあまり多くない方にとっては経済的負担が大きいものであると考えます。そこで着目したのが車両更新を迎えた消防自動車、これを活用した対応であります。はしごの付いた古い消防自動車を1台準備して、蜂の巣駆除に充てるという新たな仕組みをつくることのできないものかというふうなことでございます。

このことをお尋ねいたしまして、壇上からの質問を終えます。（「議長」の声あり）

**議 長（船橋健人君）** はい、町長。

**町 長（船橋茂久君）** それでは、田中茂勝議員のご質問にお答え申し上げます。

まず、第1点目の除排雪作業員の確保についてでございますが、議員ご指摘のとおり、土木建設業界では、少子高齢化により人手不足が問題となっております。当町の土木建設業界においても、例外ではありません。

さて、当町の除雪体制の現状についてでございますが、昨年度は15社と委託契約を結んでおり、機

械の台数は町所有の10台と、業者からの借上げ分45台の計55台となっております。運転手は各業者が手配しており、その人数は、予備の運転手を含めて63人となっております。機械の台数に対しては足りている状況で、ここ数年、この体制に大きな変化はございません。現状では、場所によって除雪に時間を要しているところもございますが、何とか対応しているところがございます。今後の対応についてでございますが、除雪車の台数及び運転手の確保が重要であると考えております。除雪車の台数に関しては、業者へ増やしてもらうことはかなり厳しい状況であるため、補助金を活用して、町で購入を増やしていくことが必要であると考えております。運転手については、現在は各業者が手配しておりますが、仮に不足が生じた場合には、町で直接雇用するなどの対策を講じることも検討する必要があると考えております。また、昨年度より青森圏域5市町村国土強靱化地域計画の中で、経験が浅い運転手などを対象に、技術向上のための除雪の講習会を開催しております。各業者には、積極的に参加するように促しているところがございます。さらに、令和元年度の少雪を機に、当町においても、除雪作業に係る人件費と機械の固定費を保障する最低保証制度を令和2年度より導入し、業者が今後も継続、安心して除排雪作業に従事できるよう見直し等を進めております。今後も除排雪業者との意見交換の中で、問題を把握し、必要に応じて対策を進めていくこととしております。

次に、2点目の蜂の巣駆除についてであります。蜂の巣の駆除に対する支援につきましては、業者に駆除を依頼した場合、上限1万円で要した経費の2分の1の補助金を交付しております。また、ご自分で駆除をする方には、蜂の防護服一式を無料で貸し出しております。

令和4年度の実績は、補助金の交付が27件ありまして、防護服貸出しが45件ございました。

さて、議員ご提案の車両更新を迎えた消防自動車等の活用とのことでございますが、昨年度、口広分団に配備した小型動力ポンプ付積載車の更新をもって、各地区の消防分団に配備している消防ポンプ車等の更新事業も一巡したことから、今後しばらくの間、消防ポンプ車等の予備車両は発生しないこととなります。また、仮に消防ポンプ車等の予備車両が発生した場合においても、火災等以外の使用は想定しておらず、さらに車両の保管場所確保や維持管理の点でも、蜂の駆除目的への活用は困難と考えておりますが、高齢者等の負担軽減につながるような支援策を検討してまいりたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。（「はい、議長」の声あり）

**議長（船橋健人君）** 田中茂勝君。

**5番（田中茂勝君）** 除雪作業員の確保については、少子高齢化社会においてはますます困難なことが予想されます。これへの対応には、発注者、受注者、またサービスを受ける住民が情報を共有し、理解を深め、協力する体制づくりというふうなものが大事になると考えます。また、安定的な除雪体制の確立には、5年から15年以内にかけて、段階的に見込まれる大量離職に備え、持続可能な人材育成を計画的に行う必要があると、北海道での研究報告もございます。というふうな状況でございますので、町におかれましても今後の対応に期待をいたします。

次に、蜂の巣駆除については、町が対応することは今おっしゃったように車が手配できない、あるいは維持費等もかかっていくというふうな、難しい状況があるというふうなことでございますが、そういうふうなことであれば、蜂の巣駆除に対する助成金の額を増額するというふうなことは考えられないでしょうか。現在の助成金の助成割合と上限を増額する方向で検討していただき、町民の安心を一つ増やしてもよいのではないかと考えますが、いかがでしょうか。（「はい、議長」の声あり）

**議長（船橋健人君）** はい、町長。

**町 長（船橋茂久君）** それでは、田中議員にお答えいたします。

ただいまの蜂の巣の駆除に関して、補助金を増やしてはどうかということでございます。それにつきましては、早い機会に増額したいと考えております。

以上です。

**議 長（船橋健人君）** 以上で、田中茂勝君の一般質問を終わります。

続いて、4番亀田弘徳君の登壇を許します。（「はい、議長」の声あり）亀田弘徳君。

**4 番（亀田弘徳君）** こんにちは、亀田弘徳です。

通告に基づきまして、質問いたします。

私の質問は、大きく2つのテーマでの質問であります。1つは、青い森鉄道橋梁の保全及び防災対策について、もう1つは通学路の標識についてであります。

それでは、1つ目の青い森鉄道橋梁の保全及び防災対策について質問いたします。

令和4年8月3日からの大雨で、本県で初めて線状降水帯の発生が確認されました。この大雨によりJR津軽線が被災、蟹田、三厩間の鐵路復旧は見込みの立たない状態であります。

国土交通省はより激甚化し、頻発する豪雨災害で、河川に架かる鉄道橋梁が傾斜、流出するといった被災が続くことから、令和3年9月河川橋梁対策検討会を開き、被災防止の議論を行い、JR各社に河川橋梁の総点検、緊急調査を要請いたしました。そして、その結果を令和4年7月に公表しております。JR津軽線の被災はその直後のもので、心痛むものがあります。現在、今後の方策を関係者の方々が協議を重ねて進めているようでありますけれども、よい着地点へ至ることを望むものであります。

さて、青い森鉄道を抱える我が平内町も、こうしたことは自分ごととして捉える必要があります。我が平内町を走る青い森鉄道が運行される路線は、元の東北本線であります。現在もJR貨物が利用しております。そのため、令和3年9月の河川橋梁の総点検、緊急調査要請の中に私はこの路線が含まれていると考えておりましたが、国土交通省鉄道局に問い合わせたところ、対象はあくまでもJRでありまして、青い森鉄道は含まれていないとの回答でありました。

我が平内町は、青い森鉄道の利活用推進協議会の構成員でもあります。そうしたことから、当該鉄道の防災・減災対策について、相応の責任を有するものと考えております。

青い森鉄道線の平内区間で、河川を橋梁で、あるいは水路をカルバートにして横断している箇所は10か所余りありますけれども、第二山口踏切の西側200メートル先にある河川橋梁及び東側の水路に絞って、質問させていただきます。

当該箇所の橋梁は、両岸の橋台と中間にあります橋脚1つから成り立っております。橋脚のほうはコンクリート製でありますけれども、両岸の橋台はれんが組みと思われるものでありまして、また、周辺の盛土に対しては石組みで擁護されております。東北本線の全線開通は1891年、明治24年であることから、当該橋梁の橋台というのは相当に古いものである可能性がありまして、開通当時から構造物が含まれるとすれば、歴史的価値も非常に高いものであります。災害により損壊しないよう目を配り、保全に力を尽くすべきと考えております。

そこで、質問させていただきます。

1つ目、橋梁の保全状態及び維持管理の状況についてお尋ねいたします。

国土交通省がまとめたJR河川橋梁の被害状況によると、昭和9年から令和元年まで、豪雨で被災した河川橋梁について調査をしております。被災したもののほとんどは、戦前に建設されていたとい

うことであります。内容は、洗掘被害が発生した橋梁の8割が直接基礎、被災内容は6割が基礎周りの洗掘、被災要因の4割は流水位置の変化、3割が河流、川の流れの集中によるといいます。

当該橋梁の基礎状況がどのようになっているか、流れが穏やかであるとはいえ、兩岸まで水に浸かった状態であることから、保全の状況、維持管理の状況について、河川管理者と町、青い森鉄道との間での情報共有がどのようになっているのか、お伺いいたします。

こうした河川橋梁の減災対策として、国土交通省のほうでは砂防堰堤等の設置、それから、繁茂している葦、ヨシ等を適切に、計画的に取り除き、河床整理を行うといったことにより、被災時の減災が期待できると考えているとのこととあります。

そこで、2つ目の質問です。

当該橋梁の上流側は葦等が繁茂しております。適切に、計画的に取り除き、河床整理を行うなどし、被災時の減災を図る必要があると考えますが、町の考えをお伺いします。

3つ目は、同じくこの橋梁の下流側というのは葦が繁茂するほか、以前に損壊したと思われる護岸と思われるコンクリート片の残骸が見受けられます。適切な河床整理などで橋梁の被災可能性を減らす必要があると考えますが、町の考えをお伺いいたします。

4つ目は、第二山口踏切東側にあるカルバートを介した水路についてであります。線路を通して水の上流側は、水路を設けた当初より土地がかさ上げされており、豪雨があったとすれば土砂が流れ込み、水路を塞ぐ危険性があります。水路が詰まって浸水が広がれば、線路の路体へ影響する可能性があります。水路状況の改善方をお伺いいたします。

2つ目のテーマの通学路の標識についてであります。

本年6月9日、おいらせ町の町道で道路標識の支柱が腐食により倒壊し、児童のランドセルに接触するという事故がありました。県警では県内全ての小学校付近の通学路を対象に、標識の緊急点検を行なうということとあります。我が町についての通学路の標識の保全状況と、今後の点検体制についてお伺いするものであります。

1つ目は、国道4号から照護寺の脇をって小学校へ向かう通路のT字路の角に、腐食して上部が取れてしまった標識と思われるものがあります。標識であるなら、更新すべきであります。こうした通学路に当たる箇所の標識の安全性を町として把握する必要があると考えますが、町の考えをお伺いいたします。

2つ目は、劣化した標識などを見つけた場合、速やかに県警に連絡するために、いろいろと体制を構築する必要があると考えます。この体制の構築方について、町の考えをお伺いするものであります。

壇上からの質問は以上です。（「議長」の声あり）

**議 長**（船橋健人君）はい、町長。

**町 長**（船橋茂久君）それでは、亀田弘徳議員のご質問にお答えをいたします。

まず、第1点目の青い森鉄道橋梁の保全及び防災対策についての1つ目、橋梁の保全状態及び維持管理の状況についてであります。青い森鉄道に確認したところ、橋梁につきましては現在、浅虫、狩場沢間には大小合わせまして25か所の橋梁があるとのことと、直近の点検の結果では保全状態に大きな問題はないということとございました。また、維持管理については、橋梁の点検を2年に1回の通常全般検査及び10年に1回の特別全般検査を実施しているとのこととあります。さらに、国では令和3年6月に鉄道河川橋梁における維持管理について手引きを作成しており、昨今の激甚化・頻発化する豪雨災害を踏まえ、鉄道河川橋梁における過去の被害事例等を詳細に分析し、河川橋梁の被

災の主要因である洗掘等に関する検査方法や健全度の判定方法及び具体的な対策方法等を取りまとめ、今後の予防保全に向けた維持管理を行うこととしていると考えております。

しかしながら、橋梁が被災した場合には、復旧には相当な時間を要し、通勤・通学などの地域の足に影響を与えることは明らかでございますので、必要な対策を速やかに行い、安全・安定輸送の確保を図っていくよう、青い森鉄道に対しまして強く要望してまいりたいと考えております。また、当該橋梁が架かる河川の管理者は青森県となっていることから、県、青い森鉄道、町の3者で情報共有など連絡を密にして、対応していくことが必要であると考えております。

2つ目の当該橋梁の上流側は葦等が繁茂しており、適切に計画的に取り除き、河床整理を行うなど被災等の減災を図る必要があると考えるが、町の考えを伺うについてであります。当該河川につきましては、大雨時はもとより、通常時から職員がパトロールを行っており、必要があれば雑木の伐採や河床整理を行うこととなっております。

3つ目の当該橋梁の下流側は葦等が繁茂するほか、以前に損壊した護岸と思われるコンクリート片の残骸が見受けられ、適切な河床整理など橋梁の被災可能性を減らす必要があると考えるが、町の考えを伺うについてであります。先ほどもお答えいたしました。当該橋梁が架かる河川の管理者は青森県となっておりますが、県においても定期的にパトロールを行い、状況の確認を行っております。また、町のパトロールの際に異常が見られた場合には、県へ情報の提供を行い、適切な対応を取っていただけるようお願いをしているところであります。

4つ目の第二山口踏切東側カルバート水路についてであります。担当課で現地調査したところ、現在、耕作している農家は毎年、水路の泥上げを行っており、水路も良好な状態を保っております。また、大雨が予想される場合には、取水口を閉鎖して水量を管理しておいて、災害には十分注意しておりますので、ご理解を願いたいと考えます。

次に、第2点目の通学路の標識についてであります。交通規制を実施する場合の道路標識につきましては、警察庁で策定した交通規制基準に基づき、青森県警が交通動態を調査し精査した上で、設置及び管理を行っているものでございます。

質問の1つ目、学路に当たる道路標識の安全性の把握確認についてであります。第1に設置者または管理者が安全性を確保する責務を負うと考えますが、通学路の点検につきましては、平成25年12月6日付、文部科学省、国土交通省、警察庁の連名による通知の通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進についてに基づきまして、平成27年6月に「平内町通学路交通安全プログラム～通学路の安全確保に関する取組の方針～」を定め、通学路の安全確保を図っております。

直近では千葉県八街市の事故を受けて、令和3年7月9日付、文部科学省から緊急点検の依頼があったことから、文部科学省、国土交通省、警察庁の3省庁で作成した、通学路における合同点検等実施要領に基づきまして、町内24か所の通学路について合同点検を実施いたしました。

なお、ご指摘のあった寺町にある腐食した支柱につきましては、標識の表示部分がなく、平内交番へ問い合わせたところ、警察で設置した交通規制標識ではないということでございましたので、町で撤去する予定でございます。

次に、2つ目、連絡体制の構築についてでございます。ここ数年標識に関する実績はございませんが、現在、住民等からの情報提供や担当課職員が管内を巡回し、危険な物件があった場合には、随時、青森県警へ連絡をして対応をしていただいております。

いずれにいたしましても、地域住民の安全安心を補完するため、速やかに情報をいただけるよう行

政連絡員等へ情報提供の依頼や周知を行い、不備な交通安全設備の把握に努めて、事故のないよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

**議長（船橋健人君）** はい、亀田議員。

**4 番（亀田弘徳君）** はい、1つ目のほうの鉄道橋梁の保全と防災対策ということで、青い森鉄道さんのほうで2年に1回の点検と、10年に1回の特別検査を行っているということですが、次のその予定、10年の特別検査の予定というのが、いつかもしお分かりであれば一つ教えていただきたいのと、そのときにはその橋台というのがれんが造りであって、本当に古い物なので、本当は履歴が、いつ造られたものなのかというのを私も興味あって、JRさんと国土交通省さんに聞いたんですが、もう青い森鉄道さんに移しちゃったので、いつ建てたのかは青い森鉄道さんに聞いてくださいということでありまして、青い森鉄道さんのほうにちょっと現在の担当者のほうに聞きましてたところ、まずそのれんが造りであるということのをちょっと聞いたのが担当者になって初耳といいますか、初めて聞いたということでありましたので、以前の担当者は多分ご存じだったのかもしれないですけども、まず履歴、建てたのがいつになるのかというのをまず確定させて、古いのであれば、やっぱりちゃんとした保全をしないと壊れやすいということでもありましようから、そのあたりをはっきりまず決めてほしいと思います。その点について、お話をお伺いします。

**議長（船橋健人君）** 地域整備課長。

**地域整備課長（佐々木隆志君）** 亀田議員の質問にお答えいたします。

10年に1度の点検が次いつになるかということについては、こちらでまだ確認をしておりませんでした。必要があれば、後ほど確認したいと思います。

あと、議員ご指摘のれんが造りということですが、これもうちのほうで青い森鉄道さんのほうに確認いたしました。当時、1891年、明治24年に橋台、橋脚ともれんが造りで造られた可能性が高いということです。ただし、この当時の資料が残っておりませんので、詳しいことは分かりません。ただし、1964年、昭和39年、東北本線の複線化のために線路をもう1本増やしております。このときに、そのれんが造りの橋台、橋脚とも鉄筋コンクリート造りに改修したそうでございます。今、橋台の前面にあるれんがにつきましては私も現場のほう確認しましたが、当時の名残を残すために、前面に化粧的な感じで残しているのではないかなという具合に考えております。

以上です。

**議長（船橋健人君）** はい、亀田議員。

**4 番（亀田弘徳君）** 複線化のときに鉄筋コンクリートにされたということで、れんがは当時のものを使って化粧を残していたという理解でしょうか。それとも、そのときのれんがをまた普通に入れ替えて貼ったという感じでしょうか。

**議長（船橋健人君）** 地域整備課長。

**地域整備課長（佐々木隆志君）** 亀田議員の質問にお答えいたします。

町では、そこら辺まで把握しておりません。青い森鉄道のほうでも、かなり古い事象であるということで、結局確認するような資料が手元にはないということでした。

以上です。（「はい」の声あり）

**議長（船橋健人君）** はい、亀田議員。

**4 番（亀田弘徳君）** 私の心の中では、当時のれんがも残っていてほしいなという気持ちもあるんで

すけれども、それが確認できないということであれば、複線化以来の施設というふうな理解をしたい  
と思います。

それでは、2つ目の通学路の標識についてなんですけれども、私の質問にあったところのその標識、  
頭のとれていてポールだけ残っている標識は警察のほうで付けたものではないということで、町で撤  
去をするということでありました。この標識、現在ですね、地面から、アスファルト舗装になっ  
てるんですけれども、地面から15センチぐらいのところ腐食が進んでいて、ちょっと指でつくと  
揺れている感じなので、なるべく早く撤去お願いしたいと思います。これについて、お伺いします。

議 長（船橋健人君）はい、町民課長。

町民課長（工藤隆之進君）ただいまの議員の要望にございましたように、速やかに業者のほうに頼ん  
で撤去のほうを行いたいと思いますので、ご理解のほうをよろしくお願いしたいと思います。

議 長（船橋健人君）以上で、亀田弘徳君の一般質問を打ち切ります。

昼食の時間、若干経過しましたが、会議を続行いたします。



#### 日程第2、質 疑

議 長（船橋健人君）日程第2、「議案第38号」から「議案第58号」まで以上21件を議題とし、  
質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）質疑なしと認めます。



#### 日程第3、決算特別委員会の設置

議 長（船橋健人君）日程第3、決算特別委員会の設置を議題とします。

お諮りします。

「議案第38号」から「議案第47号」までの各案件は、10名の委員をもって構成する決算特別  
委員会を設置し、審議することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）異議なしと認めます。したがって、「議案第38号」から「議案第47号」ま  
での10件については、10名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、審査することに決定  
しました。



#### 日程第4、議案付託

議 長（船橋健人君）日程第4、議案の付託を行います。

お諮りします。

「議案第38号」から「議案第56号」の各案件は、お手元に配付の議案付託表のとおり、決算特  
別委員会及び各常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）異議なしと認めます。したがって、以上の各案件は、議案付託表のとおり委員  
会に付託することに決定しました。



#### 日程第5、陳情付託

議 長（船橋健人君）日程第5、陳情の付託を行います。

陳情文書表の要旨を事務局長に朗読させます。



**議会事務局長（船橋寿）** それでは、陳情文書表の朗読をいたします。

受理番号、陳情第3号。

受理年月日、令和5年8月10日。

件名、再審法改正（刑事訴訟法の一部改正）を求める意見書の採択を求める陳情書。

陳情者の住所、氏名、青森市堤町2丁目3-11、日本国民救援会青森支部支部長 石田功

陳情の要旨、罪を犯していない人が、誤った捜査・裁判によって自由を奪われ、仕事や家庭、人生のすべてを失い、甚だしい場合は死刑によって生命さえ奪われる。冤罪は、国家による最大の人権侵害であり、速やかに救済されなければなりません。

しかし、冤罪事件は後を絶たず、その救済に気の遠くなるような年月がかかるという実態にあります。

そもそも「刑事訴訟法」は明治憲法のもとに作成され、国民主権の現憲法にかわってからも1949年に一点の改正のみで終わり、刑事訴訟法第4編の殆どが残り、現在まで74年間見直しされず続いていることに原因があります。

以上を踏まえて、再審制度が真に冤罪被害者の救済となり、事件の真相を真に究明することができる制度となるよう、制度の改正を求めるものです。貴議会において趣旨に賛同いただき、意見書の採択をお願いいたします。

付託委員会、総務福祉常任委員会。

以上で、陳情文書表の朗読を終わります。

**議長（船橋健人君）** 会議規則第95条の規定により、陳情第3号は、総務福祉常任委員会に付託します。

以上で、本日の日程は終了しました。

お諮りします。

明日12日及び13日は決算特別委員会開会のため、また14日は各常任委員会開会のため、休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（船橋健人君）** 異議なしと認めます。

したがって、12日から14日までの3日間は休会となります。

来る9月15日は午前10時から会議を開きます。

なお、決算特別委員会は9月12日午前10時より議場に招集します。

本日はこれにて散会します。どうもご苦労さまでした。

（午後0時22分 散 会）

本日の会議に付した事件

- 日程第 1、決算特別委員会報告  
 日程第 2、総務福祉・経済文教常任委員会報告  
 日程第 3、議案第57号 平内町監査委員の選任につき同意を求めることについて  
 日程第 4、議案第58号 平内町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて  
 日程第 5、発議第6号 平内町議会議員の請負の状況の公表に関する条例案  
 日程第 6、議員派遣の件  
 (追加日程)  
 日程第 7、発議第7号 再審法改正（刑事訴訟法の一部改正）を求める意見書案  
 (町長挨拶)  
 閉会

出席議員 9名

議 長	船 橋 健 人君	副議長	木 村 良 一君	2 番	田 中 大君
3 番	小笠原 智鶴子君	4 番	亀 田 弘 徳君	5 番	田 中 茂 勝君
6 番	太 田 満 則君	8 番	倉 内 清 一君	10番	田 中 光 弘君

欠席議員 1名

9 番 佐々木 徳 正君

地方自治法第121条による出席者職氏名

町 長	船 橋 茂 久君	副 町 長	山 田 光 昭君
総務課長・選挙管理委員会事務局長	倉 内 仁君	総務課指導監	工 藤 英 仁君
企画政策課長	柴 田 正 一君	税 務 課 長	渡 邊 仁 志君
町 民 課 長	工 藤 隆之進君	福 祉 介 護 課 長	塩 越 信 子君
健康増進課長	大 水 要君	健康増進課指導監	森 山 実 希君
農政課長・農業委員会事務局長	飯 田 千代志君	水産商工観光課長	畑 井 幸 治君
地域整備課長	佐々木 隆 志君	地域整備課上下水道管理室長	近 藤 吏君
会 計 管 理 者	田 中 正 美君	平内中央病院事務局長	小 形 正 樹君
消防監消防署長	木 村 秀 人君	教 育 長	渡 辺 伸 一君
学校教育課長	須 藤 鉄 博君	生涯学習課長	小 林 正 人君

事務局出席者職氏名

議会事務局長 船 橋 寿 事務局長補佐 片 山 潤 一

振鈴（午前10時 開 議）

議長（船橋健人君）皆さん、おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

出席議員が9人でありますので会議は、成立します。

本日の会議は、議事日程表第3号により進めます。

日程に入る前に、福祉介護課竹達指導監が本日の本会議を欠席するとの連絡がありましたので、報告いたします。

---

◇

### 日程第1、決算特別委員会報告

議長（船橋健人君）日程第1、決算特別委員会から議案審査の報告書が提出されました。

会議規則第37条の規定により、「議案第38号」から「議案第47号」までの10件を一括して議題といたします。

決算特別委員長の報告を求めます。（「はい、議長」の声あり）3番、小笠原智鶴子君。

決算特別委員会委員長（小笠原智鶴子君）決算特別委員会の議案審査の報告をいたします。

当委員会に付託されました「議案第38号 令和4年度平内町一般会計歳入歳出決算認定について」、「議案第39号 令和4年度平内町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」、「議案第40号 令和4年度平内町国民健康保険平内中央病院事業会計欠損金の処理及び決算認定について」、「議案第41号 令和4年度平内町水道事業会計利益の処分及び決算認定について」、「議案第42号 令和4年度平内町特殊索道事業特別会計歳入歳出決算認定について」、「議案第43号 令和4年度平内町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」、「議案第44号 令和4年度平内町漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算認定について」、「議案第45号 令和4年度平内町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」、「議案第46号 令和4年度平内町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」、「議案第47号 令和4年度平内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」以上10件について、9月12日、13日審査会を開き、慎重審査の結果、いずれも「認定すべきもの」と決定しましたので報告いたします。

議長（船橋健人君）ただいまの報告に対し、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第38号」から「議案第47号」までの10件については、委員長報告は「認定すべきもの」であります。本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。したがって「議案第38号」から「議案第47号」までの10件は、委員長報告のとおり「認定」されました。

---

◇

### 日程第2、総務福祉・経済文教常任委員会報告

議長（船橋健人君）日程第2、総務福祉・経済文教の各常任委員会から、議案の審査報告書が提出されました。会議規則第37条の規定により「議案第48号」から「議案第56号」まで、及び「陳情第3号」の10件を一括して議題とします。はじめに、総務福祉常任委員長の報告を求めます。（「は

い、議長」の声あり) 10番田中光弘君。

**総務福祉常任委員会委員長(田中光弘君)** 総務福祉常任委員会の議案審査の報告をいたします。当委員会に付託されました「議案第48号 令和5年度平内町一般会計補正予算案のうち所管部分」、「議案第49号 令和5年度平内町国民健康保険特別会計補正予算案」、「議案第55号 令和5年度平内町介護保険特別会計補正予算案」、「議案第56号 令和5年度平内町後期高齢者医療特別会計補正予算案」以上4件について、9月14日審査会を開き、慎重審査の結果、いずれも「可決すべきもの」と決定しましたので報告いたします。

また、付託を受けていた「陳情第3号 再審法改正(刑事訴訟法の一部改正)を求める意見書の採択を求める陳情書」について、9月14日審査会を開き、慎重審査の結果「採択すべきもの」と決定しましたので報告いたします。

**議長(船橋健人君)** ただいまの報告に対し、質疑を許します。

(「なし」の声あり)

**議長(船橋健人君)** 質疑なしと認めます。

続いて、経済文教常任委員長の報告を求めます。(「はい、議長」の声あり) 4番亀田弘徳君。  
**経済文教常任委員会委員長(亀田弘徳君)** 経済文教常任委員会の議案審査の報告をいたします。当委員会に付託されました、「議案第48号 令和5年度平内町一般会計補正予算案のうち所管部分」、「議案第50号 令和5年度平内町国民健康保険平内中央病院事業会計補正予算案」、「議案第51号 令和5年度平内町特殊索道事業特別会計補正予算案」、「議案第52号 令和5年度平内町農業集落排水事業特別会計補正予算案」、「議案第53号 令和5年度平内町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算案」、「議案第54号 令和5年度平内町公共下水道事業特別会計補正予算案」以上6件について、9月14日審査会を開き、慎重審査の結果、いずれも「可決すべきもの」と決定いたしましたので報告いたします。

**議長(船橋健人君)** ただいまの報告に対し、質疑を許します。

(「なし」の声あり)

**議長(船橋健人君)** 質疑なしと認めます。これより討論を行います。

(「なし」の声あり)

**議長(船橋健人君)** 討論なしと認めます。

これより「議案第48号」から「議案第56号」まで、及び「陳情第3号」の以上10件を一括して採決します。

お諮りします。付託案件に対する委員長報告は、議案は「可決すべきもの」、陳情は「採択すべきもの」であります。本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(船橋健人君)** 異議なしと認めます。したがって「議案第48号」から「議案第56号」まで、及び「陳情第3号」の各案件は、議案は「可決」、陳情は「採択」されました。



### 日程第3、議案第57号 平内町監査委員の選任につき同意を求めることについて

**議長(船橋健人君)** 日程第3、「議案第57号 平内町監査委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

本案について説明を求めます。(「はい、議長」の声あり) はい、町長。

**町長(船橋茂久君)** (「議案第57号」について説明した)

議 長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第57号 平内町監査委員の選任につき同意を求めることについて」は「同意」することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）異議なしと認めます。したがって「議案第57号」は「同意」されました。



日程第4、議案第58号 平内町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること  
について

議 長（船橋健人君）日程第4、「議案第58号 平内町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

本案について説明を求めます。（「はい、議長」の声あり）はい、町長。

町 長（船橋茂久君）（「議案第58号」について説明した）

議 長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第58号 平内町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」は「同意」することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）異議なしと認めます。したがって「議案第58号」は「同意」されました。



日程第5、発議第6号 平内町議会議員の請負の状況の公表に関する条例案

議 長（船橋健人君）日程第5、「発議第6号 平内町議会議員の請負の状況の公表に関する条例案」を議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。（「はい、議長」の声あり）はい、5番 田中茂勝君。

5 番（田中茂勝君）「発議第6号 平内町議会議員の請負の状況の公表に関する条例案」について、ご説明申し上げます。

地方自治法の一部改正に伴い、議会の議員に係る請負に関する規制が緩和されたことを踏まえ、町に対し請負をする町議会議員が、当該請負の対価として各会計年度に町から支払を受けた金銭の総額等を議長に報告し、当該報告の内容を議長が公表することにより、もって議員の個人による請負の状況の透明性の確保に資するため、本条例を制定するものであります。以上のことから、私が提案者となり、小笠原智鶴子議員ほか4名の連名により、提案した次第でありますので、議員各位の満場のご賛同を賜りますよう、お願いを申し上げ、提案説明といたします。なお、案文の朗読は省略させていただきます。

議 長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(船橋健人君) 質疑なしと認めます。これより討論を行います。

(「なし」の声あり)

議 長(船橋健人君) 討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「発議第6号 平内町議会議員の請負の状況の公表に関する条例案」については「可決」することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(船橋健人君) 異議なしと認めます。したがって「発議第6号」は「可決」されました。



#### 日程第6、議員派遣の件

議 長(船橋健人君) 日程第6、「議員派遣の件」を議題とします。

議会は、議員を各種行事、会議、研修及び陳情等のため、議員を出張又は派遣する場合は、会議規則第122条の規定により、議会の議決を得なければならないことになっております。よって本案を提案するものであります。

お諮りします。お手元に配布してあります、議員派遣の件のおり議員を派遣させたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(船橋健人君) 異議なしと認めます。したがって「議員派遣の件」については、「承認」することに決定しました。

議 長(船橋健人君) ここで資料配布のため暫時休憩します。

(午前10時17分 休憩)

(午前10時20分 再開)

議 長(船橋健人君) 休憩を取り消し会議を再開します。

ただいま、田中光弘君ほか3人の連名により、「発議第7号 再審法改正(刑事訴訟法の一部改正)を求める意見書案」が提出されました。

この際「発議第7号 再審法改正(刑事訴訟法の一部改正)を求める意見書案」についてを日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(船橋健人君) 異議なしと認めます。したがって「発議第7号」は日程に追加し議題とすることに決定しました。



#### 日程第7、発議第7号 再審法改正(刑事訴訟法の一部改正)を求める意見書案

議 長(船橋健人君) 日程第7、「発議第7号 再審法改正(刑事訴訟法の一部改正)を求める意見書案」についてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。(「はい、議長」の声あり)はい、10番田中光弘君。

10番(田中光弘君) 「発議第7号 再審法改正(刑事訴訟法の一部改正)を求める意見書案」について、ご説明申し上げます。

罪を犯していない人が、誤った捜査・裁判によって自由を奪われ、仕事や家庭を失い、築き上げてきた人生のすべてを、甚だしい場合は死刑によって生命さえ奪われます。冤罪は、国家による最大の人権侵害であり、速やかな救済をされなければなりません。

しかし、冤罪事件は後を絶たず、その救済に気の遠くなるような年月がかかるという実態にあります。

そもそも「刑事訴訟法」は明治憲法のもとに作成され、国民主権の現憲法にかわっても1949年に一点の改正のみで終わり、刑事訴訟法第4編の殆どが残り、現在まで74年間見直しされず続いていることに原因があります。

以上のことから、再審制度が真に冤罪被害者の救済となり、事件の真相を真に究明することができる制度とするため、再審法改正（刑事訴訟法の一部改正）を求めるよう、私が提出者となり、小笠原智鶴子議員ほか2名の連名により、提案した次第でありますので、議員各位の満場のご賛同を賜りますよう、お願い申し上げます、提案説明といたします。

なお、案文の朗読は、省略させていただきます。

**議長（船橋健人君）** ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

**議長（船橋健人君）** 質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

**議長（船橋健人君）** 討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「発議第7号 再審法改正（刑事訴訟法の一部改正）を求める意見書案」を「可決」することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（船橋健人君）** 異議なしと認めます。したがって「発議第7号」は「可決」されました。



**議長（船橋健人君）** 総務福祉、経済文教の各常任委員会から、閉会中の所管事務調査について、議員各位に配布してありますとおり「閉会中の継続調査申出書」が提出されました。

お諮りします。各委員長申し出のとおり、閉会中に継続調査を行うことと決することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（船橋健人君）** 異議なしと認めます。したがって、総務福祉、経済文教の各常任委員会の所管事務調査は、申し出のとおり閉会中に実施することに決定しました。

議会運営委員会から、次期定例会及び臨時会の会期日程等、議会運営に関する事項等について、議員各位に配布してありますとおり「閉会中の継続調査申出書」が提出されました。

お諮りします。委員長申し出のとおり、閉会中に継続調査を行うことと決することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（船橋健人君）** 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会の議会運営に関する事項等は、申し出のとおり閉会中に実施することに決定しました。



**議長（船橋健人君）** 以上で今定例会の全日程が終了しました。

閉会にあたり町長よりご挨拶があります。（「議長」の声あり）はい、町長。

**町長（船橋茂久君）** 閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

去る9月8日開会いたしました本定例会では、「前年度の各会計にかかわる決算認定」及び「本年度の各会計補正予算案」並びに「人事案件」など、合わせて21件ご提案申し上げておりましたが、本

日、全案件ともそれぞれご承認、ご議決、ご同意をいただき誠にありがとうございました。

なお、一般質問あるいは決算特別委員会、また各常任委員会等、本会議中にいただきました皆様方のご意見等を参考に、今後とも予算の執行並びに事務事業について、遺漏のないよう職員一同万全を期して参りますので、議員皆様方には、これまで同様のご支援、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

本日は、誠にありがとうございました。

**議 長（船橋健人君）** これをもちまして、令和5年第3回平内町議会定例会を閉会します。  
ご協力ありがとうございました。

（午前10時26分 閉 会）



地方自治法第123条第2号の規定により、ここに署名する。

平内町議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員